野村RAFI®日本株投信

追加型投信 国内 株式

【投資信託説明書(請求目論見書)】

(2022年4月13日)

この目論見書により行なう野村RAFI®日本株投信の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2021年10月7日に関東財務局長に提出しており、2021年10月8日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】 : 野村アセットマネジメント株式会社 【代表者の役職氏名】 : CEO兼代表取締役社長 小池 広靖 【本店の所在の場所】 : 東京都江東区豊洲二丁目2番1号

【縦覧に供する場所】 : 該当事項はありません。

野村アセットマネジメント

目次

目次		2	2
第一部	【証券情報】	3	3
(1)	【ファンドの名称】	3	3
(2)	【内国投資信託受益証券の形態等】	3	3
(3)	【発行(売出)価額の総額】	3	3
(4)	【発行(売出)価格】	3	3
(5)	【申込手数料】	4	1
(6)	【申込単位】	4	1
(7)	【申込期間】	4	1
(8)	【申込取扱場所】	4	1
(9)	【払込期日】	4	1
(10	0)【払込取扱場所】	4	1
(11	1)【振替機関に関する事項】	5	5
(12)	2)【その他】	5	5
第二部	【ファンド情報】	6	3
第1	【ファンドの状況】	6	;
1	【ファンドの性格】	6	3
2	【投資方針】	11	l
3	【投資リスク】	20)
4	【手数料等及び税金】	24	1
5	【運用状況】	28	3
第2	【管理及び運営】	36	3
1	【申込(販売)手続等】	36	j
2	【換金(解約)手続等】	37	7
3	【資産管理等の概要】	38	3
4	【受益者の権利等】	40)
第3	【ファンドの経理状況】	42	2
1	【財務諸表】	45	5
2	【ファンドの現況】	80)
第4	【内国投資信託受益証券事務の概要】	81	L
第三部	【委託会社等の情報】	82	2
第1	【委託会社等の概況】	82	2
1	【委託会社等の概況】	82	2
2	【事業の内容及び営業の概況】	84	1
3	【委託会社等の経理状況】	85	5
4	【利害関係人との取引制限】	. 135	5
5	【その他】	135	5
約款		136	;

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

野村 RAFI (R) 日本株投信

(以下「ファンド」といいます。なお、「野村 RAFI (R) 日本株」、「RAFI (R) 日本株」、「野村 RAFI 日本株投信」、「野村 RAFI 日本株」、「RAFI 日本株」という場合があります。)

「RAFI (R)」は、Research Affiliates, LLC の登録商標であり、当社はその使用を許諾されております。

「RAFI $^{(R)}$ 」は、リサーチ・アフィリエイツ(Research Affiliates)社が開発したファンダメンタル・インデックス(Fundamental Index)のことで、「RAF インデックス」と称されることがあります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。) なお、当初元本は1口当り1円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

2兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の基準価額※とします。

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了 したものを当日のお申込み分とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては 1 万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(5)【申込手数料】

- ①取得申込日の基準価額に 2.2%(税抜 2.0%)以内**で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ②収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(6)【申込単位】

1万口以上1口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位

(購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。 原則、購入後に購入コースの変更はできません。)

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(7)【申込期間】

2021年10月8日から2022年7月12日まで

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(9)【払込期日】

投資者は、取得申込日から起算して5営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。 各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。) の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前 9 時~午後 5 時インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

①申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース(以下「一般コース」といいます。)と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース(以下「自動けいぞく投資コース」といいます。)の 2 つの申込方法があります。

お申込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。(原則として、お買付け後のコース変更はできません。)

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が 異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、買付のお申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた買付のお申込みの受付けを取り消す場合があります。

③振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿 (「振替口座簿」といいます。) への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

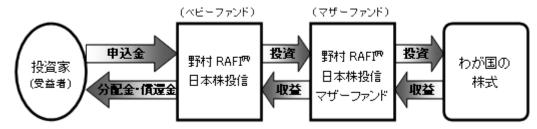
1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

- ◆わが国の株式を実質的な主要投資対象^{※1} とし、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。
- ◆ファンダメンタル・インデックス構成手法*2を活用して、委託会社が独自に銘柄・ウェイトを選定・計算し、 これをベースに株式ポートフォリオを構築することを基本とします。
- ◆株式の実質組入比率は高位を基本とします。
 - ※1 ファンドは、「野村 RAFI^(R)日本株投信マザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」といいます。)とするファミリーファンド 方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
 - ※2 当該手法は、株主資本、配当額、キャッシュフロー等のファンダメンタル指標をもとに銘柄のウェイト付けを行なう 運用手法で、2022 年 4 月現在、リサーチ・アフィリエイツ社が知的所有権を申請中です。

《ファミリーファンド方式について》

ファンドは「野村 RAFI[®]日本株投信マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



- ※マザーファンドの運用の方針等については、『第 1 ファンドの状況 2 投資方針 (参考)マザーファンドの概要』を ご参照ください。
- ※ファンドは、マザーファンドのほかに、直接株式等に投資する場合があります。
- ※「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村 RAFI (R) 日本株投信)

《商品分類表》

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
34 /L III	国内	株式
単 位 型	海 外	債 券 不動産投信
追 加 型	内外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年 1 回	グローバル	
一般			
大型株	年 2 回	<u></u>	
中小型株		日本	
	年 4 回		
債券		北米	ファミリーファンド
一般	年 6 回		
公債	(隔月)	欧州	
社債			
その他債券	年 12 回	アジア	
クレジット属性	(毎月)		
()		オセアニア	
	日々	1	
不動産投信	- N	中南米	
3 0 W 'B +	その他		ファンド・オブ・ファンズ
その他資産	()	アフリカ	
(投資信託証券		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
(株式 一般))		中近東	
次立坛人		(中東)	
│ 資産複合 │		エマージング	
┃		エマーシング	
頁度配分回定型 資産配分変更型			
貝性即刀多史空			

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 http://www.toushin.or.jp/

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。 (2013年2月21日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

「投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

「投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産 以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる 資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に 源泉とする旨の記載があるものをいう。

「独立した区分]

- (1) MMF (マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF 等の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF 等の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令 (平成 12 年政令 480 号)第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託 並びに租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

「補足分類〕

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは 運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する 場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書き で付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特に クレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え 「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

「決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものを いう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の 資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経 225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

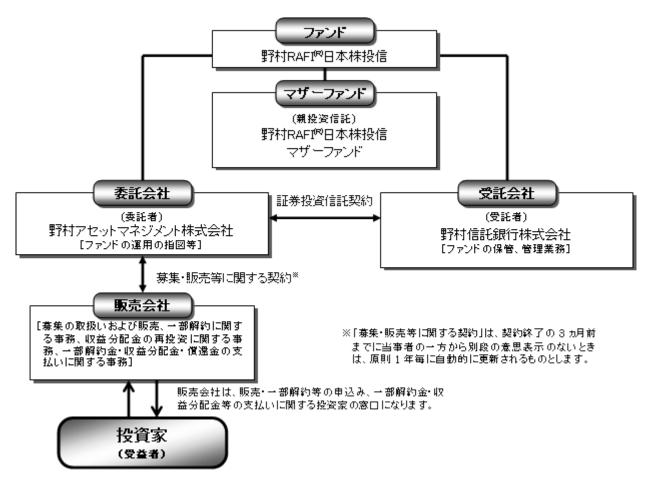
[特殊型]

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種 指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるもの をいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるい は運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

2007年5月30日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



- ■委託会社の概況(2022年2月末現在)■
 - 名称

野村アセットマネジメント株式会社

資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

1959年12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997 年 10 月 1 日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5, 150, 693 株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- [1]わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、ファンダメンタル・インデックス構成手法を活用して、株式ポートフォリオを構築することを基本とします。
 - ◆わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、ファンダメンタル・インデックス構成手法を活用して、委託会 社が独自に銘柄・ウェイトを選定・計算し、これをベースに株式ポートフォリオを構築することを基本とし ます。

■RAF インデックス (RAFI (R)) の著作権等について■

リサーチ・アフィリエイツ社は、野村アセットマネジメントがファンドまたはアカウントの運用のために用いる RAF インデックスの収益性、有効性に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行なうものではなく、いかなる責任も負わないことを明記します。

■『ファンダメンタル・インデックス構成手法』を活用したポートフォリオ構築プロセス■



※上記ポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

[2] 株式の実質組入比率は高位を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「野村 RAFI ^(R) 日本株投信マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。 なお、直接株式等に投資する場合があります。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

- ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、主として野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を 受託者として締結された親投資信託である野村 RAFI ^(R) 日本株投信マザーファンド(以下「マザーファンド」と いいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされ る同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項 第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予 約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証

券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および 第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、次の金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項 各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

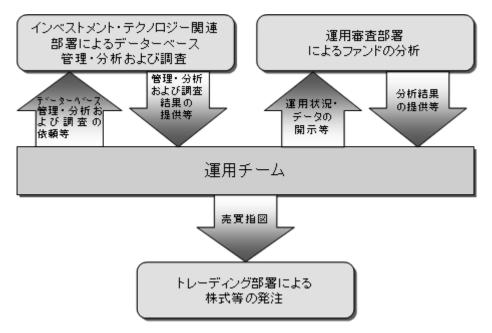
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(上記「(2) 投資対象②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

- 1. 先物取引等
- 2. スワップ取引

(3)【運用体制】

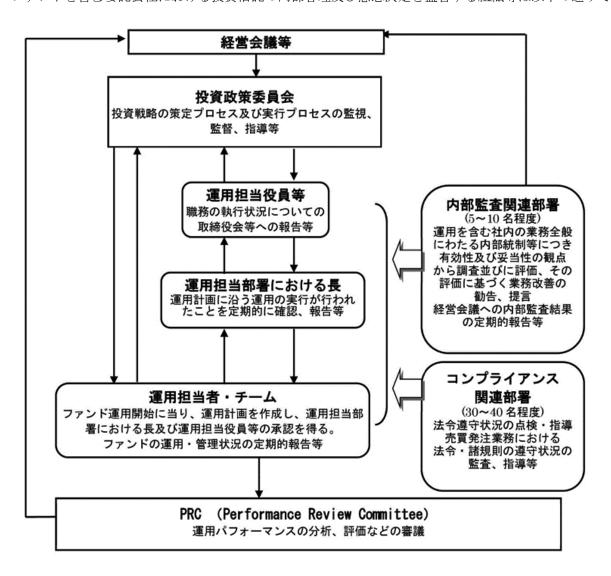
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



≪委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等≫

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年2回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないま

す。

- ※ 配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ※ 売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ※ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- *委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年1月および7月の各13日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

- ①株式への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以 内とします。
- ④デリバティブの使用(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

- 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超える こととなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- ⑤同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)
 - 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内と します。
- ⑦同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債**への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の

- 10%以内とします。
 - ※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付 社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしてい るもの(会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。) をいいます。
- ⑧投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑨投資する株式等の範囲(約款第19条)

- (i)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、約款「運用の基本方針」 の範囲内で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準 ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債 権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありませ
- (ii)上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で 目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図 することができるものとします。

⑩信用取引の指図範囲(約款第21条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、 かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- 2. 株式分割により取得する株券
- 3. 有償増資により取得する株券
- 4. 売り出しにより取得する株券
- 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権 に限ります。)の行使により取得可能な株券
- 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に 属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使によ り取得可能な株券

⑪先物取引等の運用指図(約款第22条)

- (i)委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- (ii)委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における 通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

迎スワップ取引の運用指図(約款第23条)

- (i)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (iv) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供 あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑬有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

- (i)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲 内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額 の 50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ii)上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、 制約されることがあります。

⑤外国為替予約の指図(約款第28条)

- (i)委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産 に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総 額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資 産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- (ii)委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

頂資金の借入れ(約款第36条)

- (i)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただ

- し、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- (iii)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (iv)借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ①一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)
- (18同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- (i)委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- (ii) 当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数

「野村 RAFI^(R) 日本株投信マザーファンド」

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

- (2) 投資態度
 - ① わが国の株式を主要投資対象とし、ファンダメンタル・インデックス構成手法を活用して、委託会社が独自 に銘柄・ウエイトを選定・計算し、これをベースに株式ポートフォリオを構成することを基本とします。
 - ② 株式の組入比率は高位を基本とします。
 - ③ 非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします
 - ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
 - ① 株式への投資割合には制限を設けません。
 - ② 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内と します。
 - ④ デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
 - ⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
 - ⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
 - ⑧ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
 - ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
 - ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー およびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、 合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内とな るよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの<u>運用による損</u> 益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、<u>投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、</u> 損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において 市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引でき ないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可 能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合など には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて 分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの 収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部また は全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を 行ないます。

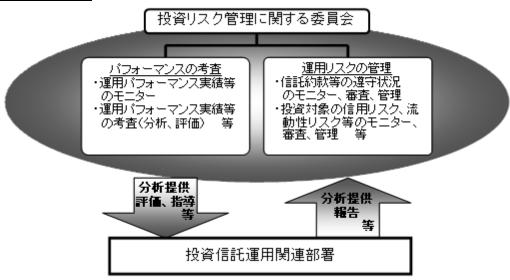
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

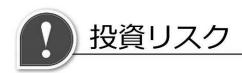
※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図

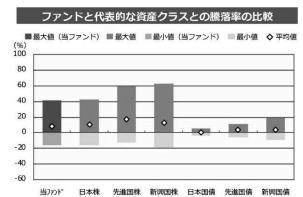


※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。



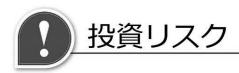
■ リスクの定量的比較 (2017年3月末~2022年2月末:月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ■ 当ファンドの年間騰落率(右軸) 分配金再投資基準価額(左軸) (%) 100 25,000 20,000 80 15,000 60 10,000 40 5,000 20 Throng 0 0 TIPEPEIP - 20 - 40 - 60 2017年3月 2018年2月 2019年2月 2020年2月 2021年2月 2022年2月



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	41.4	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値(%)	△ 15.9	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 4.0	△ 5.4	△ 9.4
平均値(%)	8.6	10.3	17.1	13.2	0.1	3.6	3.8

- *分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2017年3月末を10,000として指数化しております。
- *年間騰落率は、2017 年 3 月から 2022 年 2 月の 5 年間の各月末 における 1 年間の騰落率を表示したものです。
- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2017 年 3 月から 2022 年 2 月の 5 年間の各月末における 1 年間 の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- *決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。



<代表的な資産クラスの指数>

○日本株:東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

○先進国株: MSCI-KOKUSAI 指数 (配当込み、円ベース) ○新興国株: MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) ○日本国債: NOMURA-BPI 国債

○先進国債:FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース) ○新興国債:JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス – エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

■代表的な資産グラスの指数の者作権等について■

「東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社 PX 総研又は株式会社 PX 総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に属る標章又は商標に関するすべての権利は JPX が有します。 JPX は、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPX により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても JPX は責任を負いません。

「MSCI-KOKUSAI 指数(配当込み、円ベース)、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・ MSCI-KOKUSAI 指数(配当込み、円ベース)、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)をいて、J は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。

切責任を負いません。

○FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース) は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的 財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
○JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに 提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを 法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその 子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンス は将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてボジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国の J.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または、指数は信用できると考えられる情報によって貸出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は信用できると考えられる情報によって貸出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。

ん。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。 指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。 JPMSLLCは NASD, NYSE, SIPC の会員です。 JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資

銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

①取得申込日の基準価額に、2.2%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税技2.0%)以内*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。 ②収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価 として、購入時に頂戴するものです。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年 1.1%(税抜年 1.0%)の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、ファンドの純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。

ファンドの 純資産総額	250 億円以下の部分	250 億円超 500 億円以下 の部分	500 億円超の部分
委託会社	年 0.45%	年 0.46%	年 0.47%
販売会社	年 0.50%	年 0.50%	年 0.50%
受託会社	年 0.05%	年 0.04%	年 0.03%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終 了のときファンドから支払われます。

≪支払先の役務の内容≫

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに 伴う調査、受託会社への 指図、法定書面等の作 成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用 報告書等各種書類の送 付、口座内でのファンド の管理および事務手続き 等	ファンドの財産の保管・ 管理、委託会社からの指 図の実行等

(4)【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借 入金の利息はファンドから支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産保管等に要する費用はファンドから支払われます。
- ④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。
- ⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額*をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を 1 口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。
 - ※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、 クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り 入れられます。
- *これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除の適用があります。

<換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により 20.315%(国税 15.315% および地方税 5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

≪損益通算について≫

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 (注2)	《配当所得》
・特定公社債 ^(注1) の利子 ・ <u>公募</u> 公社債投資信託の収益 分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当・公募株式投資信託の収益 分配金

- (注 1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015 年 12 月 31 日以前に発行された公 社債(同族会社が発行した社債を除きます。) などの一定の公社債をいいます。
- (注 2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、 別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称:NISA (ニーサ)」の適用対象です。 NISA をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び 譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。 販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社に お問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税 15.315%)の税率で源泉徴収^{*}が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。 ※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金(解約)時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金 (解約) 時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

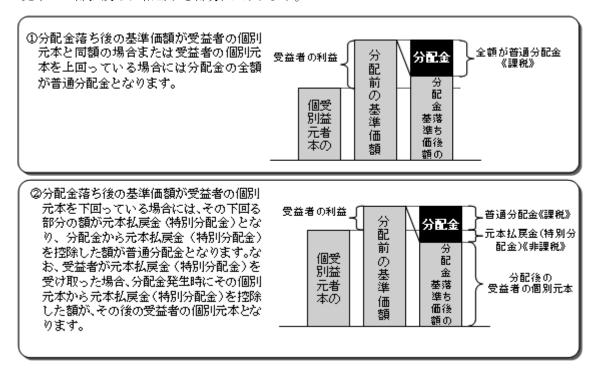
なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

- ◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- ◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。 ※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(2022 年 2 月末現在)が変更になる場合があります。 す。

5【運用状況】

以下は2022年2月28日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

野村RAFI(R)日本株投信

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2, 131, 961, 472	100. 01
現金・預金・その他資産(負債控除後)	_	△322, 690	△0.01
合計(純資産総額)		2, 131, 638, 782	100.00

(参考) 野村RAFI(R) 日本株投信マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
株式	日本	5, 789, 273, 230	99. 21
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	_	45, 866, 518	0.78
合計(純資産総額)		5, 835, 139, 748	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	日本	18, 910, 000	0. 3

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

野村RAFI (R) 日本株投信

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1			野村RAFI (R) 日本株投信マ ザーファンド	1, 202, 053, 153	1. 8465	2, 219, 591, 148	1.7736	2, 131, 961, 472	100. 01

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)		
親投資信託受益証券	100.01		
슴 計	100. 01		

(参考) 野村RAFI(R) 日本株投信マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式		輸送用機 器	149, 600	2, 009. 07	300, 557, 147	2, 138. 50	319, 919, 600	5. 48
2	日本	株式		情報・通 信業	49, 900	2, 967. 55	148, 081, 084	3, 293. 00	164, 320, 700	2. 81

3	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通 信業	31, 500	6, 448. 78	203, 136, 849	5, 125. 00	161, 437, 500	2. 76
4	日本	株式	三菱UFJフィナンシ ャル・グループ	銀行業	215, 100	608. 69	130, 931, 184	712. 80	153, 323, 280	2.62
5	日本	株式	三井住友フィナンシャ ルグループ	銀行業	28, 600	3, 828. 35	109, 490, 860	4, 121. 00	117, 860, 600	2.01
6	日本	株式	本田技研工業	輸送用機 器	28, 100	3, 507. 22	98, 552, 960	3, 525. 00	99, 052, 500	1.69
7	日本	株式	KDDI	情報・通 信業	26, 200	3, 503. 40	91, 789, 124	3, 756. 00	98, 407, 200	1. 68
8	日本	株式	みずほフィナンシャル グループ	銀行業	55, 800	1, 587. 37	88, 575, 488	1, 525. 00	85, 095, 000	1. 45
9	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	6, 700	11, 718. 73	78, 515, 502	11, 810. 00	79, 127, 000	1.35
10	日本	株式	三菱商事	卸売業	18, 500	3, 194. 01	59, 089, 364	3, 871. 00	71, 613, 500	1. 22
11	日本	株式	ソフトバンク	情報・通 信業	44, 200	1, 471. 19	65, 026, 683	1, 450. 50	64, 112, 100	1.09
12	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	28, 300	2, 190. 45	61, 989, 810	2, 120. 00	59, 996, 000	1.02
13	日本	株式	日産自動車	輸送用機 器	107, 700	582. 79	62, 767, 059	545. 30	58, 728, 810	1.00
14	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	16, 600	3, 606. 85	59, 873, 812	3, 501. 00	58, 116, 600	0.99
15	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	15, 300	3, 298. 17	50, 462, 051	3, 743. 00	57, 267, 900	0.98
16	日本	株式	三井物産	卸売業	19, 400	2, 566. 93	49, 798, 590	2, 865. 50	55, 590, 700	0.95
17	日本	株式	東京海上ホールディン グス	保険業	7,000	5, 301. 88	37, 113, 228	6, 574. 00	46, 018, 000	0. 78
18	日本	株式	オリックス	その他金 融業	19, 900	2, 005. 78	39, 915, 058	2, 283. 00	45, 431, 700	0.77
19	日本	株式	日立製作所	電気機器	7, 900	6, 604. 36	52, 174, 506	5, 650. 00	44, 635, 000	0.76
20	日本	株式	キヤノン	電気機器	16, 100	2, 572. 22	41, 412, 800	2, 698. 50	43, 445, 850	0.74
21	日本	株式	東京電力ホールディン グス	電気・ガ ス業	118, 400	320. 85	37, 988, 640	362. 00	42, 860, 800	0. 73
22	日本	株式	デンソー	輸送用機 器	5, 300	7, 698. 97	40, 804, 545	8, 047. 00	42, 649, 100	0. 73
23	日本	株式	セブン&アイ・ホール ディングス	小売業	7, 200	5, 068. 13	36, 490, 588	5, 591. 00	40, 255, 200	0.68
24	日本	株式	信越化学工業	化学	2, 100	18, 324. 55	38, 481, 575	17, 670. 00	37, 107, 000	0.63
25	日本	株式	第一生命ホールディン グス	保険業	15, 200	2, 053. 99	31, 220, 730	2, 408. 00	36, 601, 600	0. 62
26	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	7, 700	4, 990. 37	38, 425, 917	4, 725. 00	36, 382, 500	0. 62
27	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	2, 300	16, 495. 42	37, 939, 485	15, 490. 00	35, 627, 000	0. 61
28	日本	株式	三菱電機	電気機器	24, 900	1, 484. 33	36, 960, 039	1, 381. 50	34, 399, 350	0.58
29	日本	株式	パナソニック	電気機器	27, 900	1, 305. 62	36, 426, 901	1, 190. 00	33, 201, 000	0.56
30	日本	株式	住友商事	卸売業	17, 700	1, 516. 74	26, 846, 400	1,874.00	33, 169, 800	0. 56

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0. 44
		建設業	3. 23
		食料品	3. 45
		繊維製品	0. 55
		パルプ・紙	0. 37
		化学	5. 85

	医薬品	3. 75
	石油・石炭製品	0.89
	ゴム製品	0.94
	ガラス・土石製品	0.89
	鉄鋼	1. 21
	非鉄金属	0.89
	金属製品	0.64
	機械	3. 84
	電気機器	10. 02
	輸送用機器	12. 32
	精密機器	0.90
	その他製品	1. 38
	電気・ガス業	3. 20
	陸運業	2. 98
	海運業	0. 25
	空運業	0. 35
	倉庫・運輸関連業	0. 20
	情報・通信業	11. 07
	卸売業	6. 01
	小売業	3. 65
	銀行業	9. 98
	証券、商品先物取引業	0.79
	保険業	2. 71
	その他金融業	1.70
	不動産業	1.97
	サービス業	2. 56
合 計	•	99. 21

②【投資不動産物件】

野村RAFI(R)日本株投信 該当事項はありません。

(参考)野村RAFI(R)日本株投信マザーファンド該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村RAFI(R)日本株投信該当事項はありません。

(参考) 野村RAFI(R) 日本株投信マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX 先物(2022 年 03 月限)	買建	1	日本円	19, 995, 495	18, 910, 000	0. 32

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

野村RAFI(R)日本株投信

2022年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額	(百万円)	1口当たり糾	資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 計算期間	(2012年7月13日)	4, 827	4, 827	0. 5266	0. 5266
第 11 計算期間	(2013年1月15日)	5, 324	5, 324	0. 6372	0. 6372
第 12 計算期間	(2013年7月16日)	5, 588	5, 588	0. 8526	0.8526
第 13 計算期間	(2014年1月14日)	5, 427	5, 427	0. 8975	0.8975
第 14 計算期間	(2014年7月14日)	5, 083	5, 083	0. 9178	0. 9178
第 15 計算期間	(2015年1月13日)	4, 724	4, 724	0. 9871	0. 9871
第 16 計算期間	(2015年7月13日)	4, 452	4, 490	1. 1758	1. 1858
第 17 計算期間	(2016年1月13日)	3, 634	3, 644	1. 0625	1. 0655
第 18 計算期間	(2016年7月13日)	3, 058	3, 058	0. 9568	0. 9568
第 19 計算期間	(2017年1月13日)	3, 213	3, 240	1. 1731	1. 1831
第 20 計算期間	(2017年7月13日)	2, 776	2, 799	1. 2036	1. 2136
第 21 計算期間	(2018年1月15日)	2, 841	2, 862	1. 3888	1. 3988
第 22 計算期間	(2018年7月13日)	2, 486	2, 510	1. 2602	1. 2722
第 23 計算期間	(2019年1月15日)	2, 299	2, 319	1. 1515	1. 1615
第 24 計算期間	(2019年7月16日)	2, 194	2, 213	1. 1462	1. 1562
第 25 計算期間	(2020年1月14日)	2, 293	2, 311	1. 2452	1. 2552
第 26 計算期間	(2020年7月13日)	1, 902	1, 919	1. 0808	1. 0908
第 27 計算期間	(2021年1月13日)	2, 101	2, 118	1. 2603	1. 2703
第 28 計算期間	(2021年7月13日)	2, 233	2, 249	1. 3903	1. 4003
第 29 計算期間	(2022年1月13日)	2, 230	2, 246	1. 4462	1. 4562
	2021年2月末日	2, 134	_	1. 2989	_
	3月末日	2, 270	_	1. 3943	_
	4月末日	2, 173		1. 3447	
	5月末日	2, 220	_	1. 3748	_
	6月末日	2, 228	_	1. 3835	

57 —	1. 3457	_	2, 157	7月末日
34 —	1. 3684		2, 177	8月末日
-	1. 4343		2, 257	9月末日
-	1. 4116		2, 196	10 月末日
95 —	1. 3495		2, 096	11 月末日
95 —	1. 3995	_	2, 168	12 月末日
52 —	1. 3852	_	2, 142	2022年 1月末日
73 —	1. 3873	_	2, 131	2月末日

②【分配の推移】

野村RAFI (R) 日本株投信

	計算期間	1口当たりの分配金
第 10 計算期間	2012年1月14日~2012年7月13日	0.0000円
第 11 計算期間	2012年7月14日~2013年1月15日	0.0000円
第 12 計算期間	2013年1月16日~2013年7月16日	0.0000 円
第 13 計算期間	2013年7月17日~2014年1月14日	0.0000 円
第 14 計算期間	2014年1月15日~2014年7月14日	0.0000 円
第 15 計算期間	2014年7月15日~2015年1月13日	0.0000 円
第 16 計算期間	2015年1月14日~2015年7月13日	0.0100 円
第 17 計算期間	2015年7月14日~2016年1月13日	0.0030 円
第 18 計算期間	2016年1月14日~2016年7月13日	0.0000円
第 19 計算期間	2016年7月14日~2017年1月13日	0.0100円
第 20 計算期間	2017年1月14日~2017年7月13日	0.0100 円
第 21 計算期間	2017年7月14日~2018年1月15日	0.0100 円
第 22 計算期間	2018年1月16日~2018年7月13日	0.0120円
第23計算期間	2018年7月14日~2019年1月15日	0.0100円
第 24 計算期間	2019年1月16日~2019年7月16日	0.0100円
第 25 計算期間	2019年7月17日~2020年1月14日	0.0100 円
第 26 計算期間	2020年1月15日~2020年7月13日	0.0100円
第 27 計算期間	2020年7月14日~2021年1月13日	0.0100円
第 28 計算期間	2021年1月14日~2021年7月13日	0.0100円
第 29 計算期間	2021年7月14日~2022年1月13日	0.0100円

③【収益率の推移】

野村RAFI (R) 日本株投信

	計算期間	収益率
第 10 計算期間	2012年1月14日~2012年7月13日	1.6%

2012年7月14日~2013年1月15日	21.0%
2013年1月16日~2013年7月16日	33.8%
2013年7月17日~2014年1月14日	5.3%
2014年1月15日~2014年7月14日	2.3%
2014年7月15日~2015年1月13日	7.6%
2015年1月14日~2015年7月13日	20.1%
2015年7月14日~2016年1月13日	△9.4%
2016年1月14日~2016年7月13日	△9.9%
2016年7月14日~2017年1月13日	23.7%
2017年1月14日~2017年7月13日	3.5%
2017年7月14日~2018年1月15日	16.2%
2018年1月16日~2018年7月13日	△8.4%
2018年7月14日~2019年1月15日	△7.8%
2019年1月16日~2019年7月16日	0.4%
2019年7月17日~2020年1月14日	9.5%
2020年1月15日~2020年7月13日	△12.4%
2020年7月14日~2021年1月13日	17.5%
2021年1月14日~2021年7月13日	11.1%
2021年7月14日~2022年1月13日	4.7%
	2013 年 1 月 16 日~2013 年 7 月 16 日 2013 年 7 月 17 日~2014 年 1 月 14 日 2014 年 1 月 15 日~2015 年 1 月 13 日 2015 年 1 月 14 日~2015 年 7 月 13 日 2015 年 7 月 14 日~2016 年 1 月 13 日 2016 年 1 月 14 日~2016 年 7 月 13 日 2016 年 7 月 14 日~2017 年 1 月 13 日 2017 年 1 月 14 日~2017 年 7 月 13 日 2018 年 1 月 16 日~2018 年 7 月 13 日 2019 年 7 月 16 日~2019 年 7 月 16 日 2019 年 7 月 17 日~2020 年 1 月 14 日 2020 年 7 月 14 日~2021 年 1 月 13 日 2020 年 7 月 14 日~2021 年 7 月 13 日

[※]各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

野村RAFI(R)日本株投信

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 10 計算期間	2012年1月14日~2012年7月13日	4, 671, 625	1, 159, 998, 799	9, 167, 138, 249
第11計算期間	2012年7月14日~2013年1月15日	3, 406, 825	813, 957, 001	8, 356, 588, 073
第12計算期間	2013年1月16日~2013年7月16日	32, 655, 646	1, 834, 249, 186	6, 554, 994, 533
第13計算期間	2013年7月17日~2014年1月14日	96, 593, 027	603, 455, 479	6, 048, 132, 081
第 14 計算期間	2014年1月15日~2014年7月14日	93, 473, 265	603, 124, 402	5, 538, 480, 944
第 15 計算期間	2014年7月15日~2015年1月13日	246, 579, 675	998, 142, 131	4, 786, 918, 488
第 16 計算期間	2015年1月14日~2015年7月13日	271, 758, 131	1, 271, 677, 504	3, 786, 999, 115
第17計算期間	2015年7月14日~2016年1月13日	147, 361, 632	513, 422, 645	3, 420, 938, 102
第 18 計算期間	2016年1月14日~2016年7月13日	111, 331, 351	335, 788, 991	3, 196, 480, 462
第 19 計算期間	2016年7月14日~2017年1月13日	911, 390	458, 162, 960	2, 739, 228, 892
第 20 計算期間	2017年1月14日~2017年7月13日	13, 094, 147	445, 652, 480	2, 306, 670, 559
第 21 計算期間	2017年7月14日~2018年1月15日	11, 338, 998	271, 932, 617	2, 046, 076, 940
第 22 計算期間	2018年1月16日~2018年7月13日	11, 122, 487	84, 130, 596	1, 973, 068, 831
第 23 計算期間	2018年7月14日~2019年1月15日	111, 768, 465	87, 931, 942	1, 996, 905, 354

第 24 計算期間	2019年1月16日~2019年7月16日	9, 896, 807	92, 086, 180	1, 914, 715, 981
第 25 計算期間	2019年7月17日~2020年1月14日	9, 179, 099	82, 163, 235	1, 841, 731, 845
第 26 計算期間	2020年1月15日~2020年7月13日	7, 626, 272	89, 444, 825	1, 759, 913, 292
第27計算期間	2020年7月14日~2021年1月13日	8, 017, 231	100, 230, 777	1, 667, 699, 746
第 28 計算期間	2021年1月14日~2021年7月13日	7, 436, 488	68, 547, 695	1, 606, 588, 539
第 29 計算期間	2021年7月14日~2022年1月13日	5, 448, 895	69, 518, 253	1, 542, 519, 181

[※]本邦外における設定及び解約の実績はありません。



運用実績 (2022年2月28日現在)

基準価額・純資産の推移(日次)

基準価額(分配後、1万口あたり)(左軸) ■■■ 純資産総額(右軸) (百万円) 10,000 (円) 20,000 15,000 7,500 10,000 5,000 5,000 2,500 2016年2月 2012年2月 2014年2月 2018年2月 2020年2月 2022年2月

■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2022年1月	100	円		
2021年7月	100	円		
2021年1月	100	円		
2020年7月	100	円		
2020年1月	100	円		
設定来累計	1,250	円		

■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

順位	銘柄	業種	投資比率(%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	5.5
2	日本電信電話	情報・通信業	2.8
3	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.8
4	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.6
5	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.0
6	本田技研工業	輸送用機器	1.7
7	KDDI	情報・通信業	1.7
8	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.5
9	ソニーグループ	電気機器	1.4
10	三菱商事	卸売業	1.2

実質的な業種別投資比率 (上位)

順位	業種	投資比率(%)
1	輸送用機器	12.3
2	情報・通信業	11.1
3	電気機器	10.0
4	銀行業	10.0
5	卸売業	6.0

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。・ファンドにベンチマークはありません。・2022年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、 委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。 取得申込の受付けについては、午後 3 時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社 所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただ し、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

販売の単位は、1万口以上1口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合や、取得申込単位が前記と異なる場合等があります。原則として、お買付け後のコース変更はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■積立方式■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約*を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を 行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込 者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権 について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への 通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にした がい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益 権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨 の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、受益権を1口単位または1円単位で換金できます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

換金価額は、解約申込み受付日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前 9 時~午後 5 時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある ときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受 付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法*により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※一部償却原価法とは、残存期間 1 年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を 発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2022年7月13日までとします(2007年5月30日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の うえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

原則として、毎年1月14日から7月13日までおよび7月14日から翌年1月13日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該 当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはその他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、信託終了日前にこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

- (i)委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約 しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して 交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、 公告を行ないません。
- (ii)上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iii)上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- (iv)委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- (v)上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (vi)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解 約し信託を終了させます。
- (vii) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。
- (viii)受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更

- (i)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする 旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者 に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則 として、公告を行いません。
- (iii)上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべ

き旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- (iv)上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。
- (v)委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (vi)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの 規定にしたがいます。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本 経済新聞に掲載します。

(f)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(d)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(g) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の 3 ヵ月前までに当事者の 一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- ①収益分配金に対する請求権
 - ■収益分配金の支払い開始日■
 - <自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了 日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

- ②償還金に対する請求権
- ■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前におい

て一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

■換金(解約)の単位■

受益者は、受益権を1口単位または1円単位で換金できます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳 しくは販売会社にお問い合わせください。

■換金(解約)代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者にお支払いします。

第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 29 期計算期間 (2021 年 7 月 14 日から 2022 年 1 月 13 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

2022年3月11日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村 RAFI(R)日本株投信の2021年7月14日から2022年1月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村 RAFI(R)日本株投信の2022年1月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制 を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注 記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査 人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファ ンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸 表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【野村RAFI(R)日本株投信】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第 28 期 (2021 年 7 月 13 日現在)	第 29 期 (2022 年 1 月 13 日現在)
資産の部	(2021 173 10 74 14)	(5055 17,110 7,51117)
流動資産		
コール・ローン	32, 507, 397	32, 012, 436
親投資信託受益証券	2, 229, 129, 246	2, 233, 278, 682
未収入金	100, 000	300, 000
流動資産合計	2, 261, 736, 643	2, 265, 591, 118
資産合計	2, 261, 736, 643	2, 265, 591, 118
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	16, 065, 885	15, 425, 191
未払解約金	_	7, 114, 594
未払受託者報酬	602, 741	610, 165
未払委託者報酬	11, 451, 972	11, 593, 091
未払利息	24	Ç
その他未払費用	36, 102	36, 548
流動負債合計	28, 156, 724	34, 779, 598
負債合計	28, 156, 724	34, 779, 598
純資産の部		
元本等		
元本	1, 606, 588, 539	1, 542, 519, 181
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	626, 991, 380	688, 292, 339
(分配準備積立金)	628, 428, 352	676, 845, 419
元本等合計	2, 233, 579, 919	2, 230, 811, 520
純資産合計	2, 233, 579, 919	2, 230, 811, 520
負債純資産合計	2, 261, 736, 643	2, 265, 591, 118
(2)【損益及び剰余金計算書】		
		(単位:円)
	∽ 00 #8	空 20 押

		(単位:円)
	第 28 期 自 2021 年 1 月 14 日 至 2021 年 7 月 13 日	第 29 期 自 2021 年 7 月 14 日 至 2022 年 1 月 13 日
営業収益		
有価証券売買等損益	242, 065, 485	115, 149, 436
営業収益合計	242, 065, 485	115, 149, 436
営業費用		
支払利息	1, 154	1, 285
受託者報酬	602, 741	610, 165
委託者報酬	11, 451, 972	11, 593, 091

その他費用	36, 102	36, 548
営業費用合計	12, 091, 969	12, 241, 089
営業利益又は営業損失 (△)	229, 973, 516	102, 908, 347
経常利益又は経常損失 (△)	229, 973, 516	102, 908, 347
当期純利益又は当期純損失(△)	229, 973, 516	102, 908, 347
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	5, 459, 826	1, 442, 981
期首剰余金又は期首欠損金(△)	434, 144, 596	626, 991, 380
剰余金増加額又は欠損金減少額	2, 023, 547	2, 126, 703
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	2, 023, 547	2, 126, 703
剰余金減少額又は欠損金増加額	17, 624, 568	26, 865, 919
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	17, 624, 568	26, 865, 919
分配金	16, 065, 885	15, 425, 191
期末剰余金又は期末欠損金(△)	626, 991, 380	688, 292, 339

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(EX SANSFIEM OF MEM)	(主文なな川万町に所の手気に関)の正記/		
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券		
	基準価額で評価しております。		
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益		
	約定日基準で計上しております。		
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前		
足説明	提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。		
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2021年7月14日から2022年1		
	月 13 日までとなっております。		

(重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

	第 28 期			第 29 期	
	2021 年 7月 13 日現在			2022 年 1 月 13 日現在	
1.	計算期間の末日における受益権の総数		1.	計算期間の末日における受益権の総	数
		1, 606, 588, 539 \square			1,542,519,181
2.	計算期間の末日における1単位当たり	の純資産の額	2.	計算期間の末日における1単位当た	りの純資産の額
	1口当たり純資産額	1. 3903 円		1口当たり純資産額	1.4462 円
	(10,000 口当たり純資産額)	(13,903円)		(10,000 口当たり純資産額)	(14, 462 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 28 期 自 2021 年 1 月 14 日 至 2021 年 7 月 13 日			第 29 期 自 2021 年 7 月 14 日 至 2022 年 1 月 13 日		
1.分配金の計算過程			1.分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	29, 976, 404 円	費用控除後の配当等収益額 A 27,126,995円		
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 B 63,554,097円		
収益調整金額	С	98, 635, 773 円	収益調整金額 C 96,744,886円		
分配準備積立金額	D	614, 517, 833 円	分配準備積立金額 D 601, 589, 518 円		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	743, 130, 010 円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 789,015,496円		
当ファンドの期末残存口数	F	1, 606, 588, 539 □	当ファンドの期末残存口数 F 1,542,519,181 口		
10,000 口当たり収益分配対 象額	$G=E/F\times 10,000$	4,625 円	10,000 口当たり収益分配対 G=E/F×10,000 5,115円 象額		

10,000 口当たり分配金額	Н	100円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	16, 065, 885 円

10,000 口当たり分配金額	Н	100円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	15, 425, 191 円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項	
第 28 期	第 29 期
自 2021年1月14日	自 2021 年 7月 14 日
至 2021年7月13日	至 2022年 1月13日
1. 金融商品に対する取組方針	1. 金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第	同左
4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用	
の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資とし	
て運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コー	同左
ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の	
2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及	
び流動性リスクにさらされております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	3. 金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員	同左

なっております。 ○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把 握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっておりま す。

会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関す る情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた 組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を 把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

第 28 期	第 29 期
2021 年 7月 13 日現在	2022 年 1 月 13 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	同左
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
λ_{\circ}	
2. 時価の算定方法	2. 時価の算定方法
親投資信託受益証券	同左
(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載して	
おります。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	
価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	
ります。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第 28 期	第 29 期
自 2021年1月14日	自 2021 年 7 月 14 日
至 2021 年 7月 13 日	至 2022年 1月 13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない	
ため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

1 元本の移動

	第 28 期			第 29 期	
É	1 2021年1月14日		自	2021年7月14日	
至	至 2021年7月13日		至	2022年1月13日	
期首元本額		1,667,699,746円	期首元本額		1,606,588,539円
期中追加設定元本額		7, 436, 488 円	期中追加設定元本額		5, 448, 895 円
期中一部解約元本額		68, 547, 695 円	期中一部解約元本額		69, 518, 253 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 28 期 自 2021 年 1 月 14 日 至 2021 年 7 月 13 日	第 29 期 自 2021 年 7 月 14 日 至 2022 年 1 月 13 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	234, 349, 740	113, 431, 480
合計	234, 349, 740	113, 431, 480

³ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2022年1月13日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2022年1月13日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	日本円	野村RAFI(R)日本株投信マザ ーファンド	1, 209, 400, 348	2, 233, 278, 682	
	小計	銘柄数:1	1, 209, 400, 348	2, 233, 278, 682	
		組入時価比率:100.1%		100.0%	
	合計			2, 233, 278, 682	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「野村RAFI(R)日本株投信マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。 なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村RAFI(R)日本株投信マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2022年1月13日現在)

	(2022 十 1 7) 18 日96日7
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	121, 168, 909
株式	5, 449, 877, 690
派生商品評価勘定	558, 110
未収配当金	8, 429, 800
差入委託証拠金	730, 900
流動資産合計	5, 580, 765, 409
資産合計	5, 580, 765, 409
負債の部	
流動負債	
未払金	54, 488, 850
未払解約金	300,000
未払利息	35
流動負債合計	54, 788, 885
負債合計	54, 788, 885
純資産の部	
元本等	
元本	2, 992, 489, 261
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	2, 533, 487, 263
元本等合計	5, 525, 976, 524
純資産合計	5, 525, 976, 524
負債純資産合計	5, 580, 765, 409

注記表

(重要か会計方針に係る事項に関する注記)

(重要な会計方針に係る事項に関す	る任記)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日
	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	先物取引
	取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金
	原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しておりま
	す。
	投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分
	配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
	派生商品取引等損益
	約定日基準で計上しております。
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前
足説明	提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
	また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引におけ
	る名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取
	引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2022年1月13日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額

1.8466 円

(10,000 口当たり純資産額)

(18,466円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2021 年 7月 14 日 至 2022 年 1月 13 日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。 当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行 なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組 入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2022年1月13日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2022 年 1月 13 日現在	
期首	2021年7月14日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	2, 383, 439, 003 円
同期中における追加設定元本額	796, 090, 950 円
同期中における一部解約元本額	187, 040, 692 円
期末元本額	2, 992, 489, 261 円
期末元本額の内訳*	
野村RAFI(R)日本株投信	1, 209, 400, 348 円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)日本株式	1,783,088,913 円

^{*}は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(2022年1月13日現在)

(単位:円)

番粔	温化	ਜ਼- 1 ਨੜ	<u> </u>	評価額		
種類	通貨	銘柄	株式数	単価	金額	備る
朱式	日本円	日本水産	3, 400	550.00	1, 870, 000)
		マルハニチロ	700	2, 439. 00	1, 707, 300)
		サカタのタネ	200	3, 245. 00	649, 000)
		ホクト	300	1, 926. 00	577, 800)
		日鉄鉱業	100	6, 910. 00	691, 000)
		INPEX	18, 300	1, 101. 00	20, 148, 300)
		石油資源開発	1, 100	2, 753. 00	3, 028, 300)
		K&Oエナジーグループ	300	1, 447. 00	434, 100)
		ショーボンドホールディングス	200	5, 020. 00	1, 004, 000)
		ミライト・ホールディングス	900	1, 922. 00	1, 729, 800)
		安藤・間	2, 400	888. 00	2, 131, 200)
		東急建設	1, 400	697. 00	975, 800)
		コムシスホールディングス	1, 100	2, 647. 00	2, 911, 700)
		高松コンストラクショングループ	400	1, 962. 00	784, 800)
		東建コーポレーション	100	9, 640. 00	964, 000)
		大成建設	3, 200	3, 550. 00	11, 360, 000)
		大林組	12, 400	910.00	11, 284, 000)
		清水建設	14, 100	728. 00	10, 264, 800)
		長谷工コーポレーション	4, 400	1, 453. 00	6, 393, 200)
		鹿島建設	8, 500	1, 359. 00	11, 551, 500)
		鉄建建設	300	1, 824. 00	547, 200)
		西松建設	500	3, 710. 00	1, 855, 000)
		三井住友建設	3, 100	435. 00	1, 348, 500)
		大豊建設	200	3, 810. 00	762, 000)
		奥村組	500	3, 280. 00	1, 640, 000)
		東鉄工業	400	2, 432. 00	972, 800)
		戸田建設	3, 900	725.00	2, 827, 500)
		熊谷組	500	2, 976. 00	1, 488, 000)
		大東建託	700	13, 450. 00	9, 415, 000)
		新日本建設	1, 100	796. 00	875, 600)

日本道路	100	8, 420. 00	842, 000	
日本国土開発	1, 100			
東洋建設	1, 000			
五洋建設				
	2, 500			
福田組	100			
住友林業	1, 600			
大和ハウス工業	8, 300		28, 659, 900	
ライト工業	400	1, 895. 00	758, 000	
積水ハウス 	7, 600	2, 450. 50	18, 623, 800	
ユアテック	1, 500	667. 00	1, 000, 500	
中電工	700	2, 122. 00	1, 485, 400	
関電工	2, 600	859. 00	2, 233, 400	
きんでん	2, 100	1, 705. 00	3, 580, 500	
トーエネック	300	3, 305. 00	991, 500	
住友電設	400	2, 139. 00	855, 600	
日本電設工業	700	1, 575. 00	1, 102, 500	
エクシオグループ	1,000	2, 422. 00	2, 422, 000	
九電工	700	3, 505. 00	2, 453, 500	
三機工業	600	1, 434. 00	860, 400	
日揮ホールディングス	2, 000	1, 070. 00	2, 140, 000	
太平電業	200	2, 838. 00	567, 600	
高砂熱学工業	700	1, 907. 00	1, 334, 900	
明星工業	700	719.00	503, 300	
大氣社	300	3, 040. 00	912, 000	
日比谷総合設備	300	1, 908. 00	572, 400	
インフロニア・ホールディングス	6, 300	1, 110. 00	6, 993, 000	
レイズネクスト	500	1, 167. 00	583, 500	
ニップン	800	1, 633. 00	1, 306, 400	
日清製粉グループ本社	2, 200	1, 613. 00	3, 548, 600	
昭和産業	400	2, 694. 00	1, 077, 600	
中部飼料	400	1, 003. 00	401, 200	
フィード・ワン	700	699.00	489, 300	
DM三井製糖ホールディングス	400	1, 950. 00	780, 000	
森永製菓	300			
江崎グリコ	500			
		3, 100.00	2, 300, 000	

山崎製パン	1, 900	1, 539. 00	2, 924, 100	
亀田製菓	100	4, 245. 00	424, 500	
カルビー	800	2, 719. 00	2, 175, 200	
森永乳業	300	5, 390. 00	1, 617, 000	
ヤクルト本社	700	5, 840. 00	4, 088, 000	
明治ホールディングス	1, 200	7, 050. 00	8, 460, 000	
雪印メグミルク	800	2, 043. 00	1, 634, 400	
プリマハム	500	2, 512. 00	1, 256, 000	
日本ハム	1, 100	4, 285. 00	4, 713, 500	
丸大食品	300	1, 545. 00	463, 500	
S Foods	200	3, 430. 00	686, 000	
伊藤ハム米久ホールディングス	3, 200	663.00	2, 121, 600	
サッポロホールディングス	600	2, 232. 00	1, 339, 200	
アサヒグループホールディングス	3, 800	4, 640. 00	17, 632, 000	
キリンホールディングス	9, 100	1, 843. 50	16, 775, 850	
宝ホールディングス	1,000	1, 195. 00	1, 195, 000	
コカ・コーラ ボトラーズジャパン ホールデ	2, 200	1, 356. 00	2, 983, 200	
サントリー食品インターナショナル	2, 400	4, 325. 00	10, 380, 000	
ダイドーグループホールディングス	200	4, 845. 00	969, 000	
伊藤園	300	6, 140. 00	1, 842, 000	
日清オイリオグループ	400	2, 941. 00	1, 176, 400	
不二製油グループ本社	800	2, 369. 00	1, 895, 200	
Jーオイルミルズ	400	1, 700. 00	680, 000	
キッコーマン	400	8, 880. 00	3, 552, 000	
味の素	2, 200	3, 453. 00	7, 596, 600	
キユーピー	1,000	2, 296. 00	2, 296, 000	
ハウス食品グループ本社	600	2, 913. 00	1, 747, 800	
カゴメ	400	3, 025. 00	1, 210, 000	
アリアケジャパン	100	6, 260. 00	626, 000	
ニチレイ	900	2, 602. 00	2, 341, 800	
東洋水産	700	4, 825. 00	3, 377, 500	
日清食品ホールディングス	500	8, 170. 00	4, 085, 000	
フジッコ	300	1, 916. 00	574, 800	
日本たばこ産業	25, 600	2, 363. 00	60, 492, 800	
ı				

わらべや日洋ホールディングス	200	1, 814. 00	362, 800	
理研ビタミン	200	1, 671. 00	334, 200	
グンゼ	200	4, 050. 00	810, 000	
東洋紡	1, 300	1, 360. 00	1, 768, 000	
ユニチカ	1, 900	315.00	598, 500	
倉敷紡績	300	1, 907. 00	572, 100	
日本毛織	900	924.00	831, 600	
帝人	3, 800	1, 495. 00	5, 681, 000	
東レ	18, 300	743. 40	13, 604, 220	
セーレン	400	2, 497. 00	998, 800	
ワコールホールディングス	700	2, 099. 00	1, 469, 300	
ホギメディカル	200	3, 045. 00	609, 000	
TSIホールディングス	1,600	330.00	528, 000	
ワールド	500	1, 162. 00	581, 000	
オンワードホールディングス	1, 700	301.00	511, 700	
ゴールドウイン	100	6, 110. 00	611, 000	
デサント	200	4, 110. 00	822, 000	
特種東海製紙	100	4, 115. 00	411, 500	
王子ホールディングス	14, 000	595.00	8, 330, 000	
日本製紙	2, 700	1, 166. 00	3, 148, 200	
三菱製紙	1, 200	323.00	387, 600	
北越コーポレーション	2, 400	730.00	1, 752, 000	
大王製紙	1, 200	1, 923. 00	2, 307, 600	
レンゴー	3, 600	908.00	3, 268, 800	
トーモク	300	1, 774. 00	532, 200	
ザ・パック	200	2, 675. 00	535, 000	
クラレ	5, 600	1, 055. 00	5, 908, 000	
旭化成	16, 200	1, 147. 50	18, 589, 500	
昭和電工	2,000	2, 689. 00	5, 378, 000	
住友化学	26, 300	593.00	15, 595, 900	
住友精化	200	3, 240. 00	648, 000	
日産化学	500	6, 620. 00	3, 310, 000	
クレハ	200	8, 840. 00	1, 768, 000	
石原産業	500	1, 260. 00	630, 000	
日本曹達	300	3, 300. 00	990, 000	

トクヤマ 1,400 1,894.00 2,651,600 1,285,800					
東亞合成 1,200 1,176.00 1,411,200 大阪アーダ 200 3,050.00 610,000 関東亞合成 1,155.00 577,500 10,000 10,155.00 577,500 10,000 10,155.00 577,500 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,155.00 577,500 10,000	東ソー	4, 900	1, 814. 00	8, 888, 600	
東亜合成 1,200 1,176.00 1,411,200 大阪ソーダ 200 3,050.00 610,000 1,000 1,155.00 577,500 デンカ 900 4,050.00 3,645,000 信越化学工業 1,700 19,955.00 33,889,500 線化学工業 200 2,349.00 469,800 エア・ウォーター 2,200 1,840.00 4,048,000 日本酸素ホールディングス 2,500 2,593.00 6,482,500 日本バーカライジング 1,300 1,106.00 1,437,800 高圧ガス工業 500 780.00 390,000 19世代成工業 400 1,401.00 560,400 日本酸葉 500 5,480.00 2,740,000 大日精化工業 300 2,337.00 701,100 カネカ 900 3,925.00 3,532,500 1 JSR 800 4,080.00 3,264,000 日本化学工業 2,600 3,460.00 8,996,000 JSR 800 4,080.00 3,264,000 日本化学 2,075.00 6,432,500 日本化工業 200 6,750.00 1,350,000 日本ゼオケム 300 3,145.00 943,500 日本ゼオケム 300 3,145.00 943,500 日本ゼオケム 5,100 861.00 4,391,100 住女ベークライト 300 6,040.00 1,812,000 日本ゼオン 2,100 1,437.00 3,017,700 アイカ工業 500 3,310.00 1,655,000 日本ゼオン 2,100 1,437.00 3,017,700 7イカエギ	トクヤマ	1, 400	1, 894. 00	2, 651, 600	
大阪ソーダ 200 3,050.00 610,000 1,155.00 577,500 1,155.00 577,500 770.00 1,155.00 577,500 770.00 1,155.00 577,500 770.00 3,645,000 1,155.00 3,645,000 1,155.00 3,645,000 1,100 1,	セントラル硝子	600	2, 143. 00	1, 285, 800	
関東電化工業 500 1,155.00 577,500 77,500 900 4,050.00 3,645,000 19.935.00 33,889,500 33,889,500 33,889,500 33,889,500 33,889,500 33,889,500 33,889,500 33,889,500 33,889,500 469,8	東亞合成	1, 200	1, 176. 00	1, 411, 200	
信越化学工業 1,700 19,935.00 3,645,000 信越化学工業 200 2,349.00 469,800 469,800 47・ウェーター 2,200 1,840.00 469,800 469,800 47・ウェーター 2,200 1,840.00 4,048,000 日本酸素ホールディングス 2,500 2,593.00 6,482,500 日本パーカライジング 1,300 1,106.00 1,437,800 高圧ガス工業 500 780.00 390,000 日本酸媒 500 5,480.00 2,740,000 大日精化工業 300 2,337.00 701,100 カネカ 900 3,925.00 3,532,500 三菱瓦斯化学 3,100 2,075.00 6,432,500 三井化学 2,600 3,460.00 8,996,000 J S R 800 4,080.00 3,264,000 東京応化工業 200 6,750.00 1,350,000 三菱ケミカルホールディングス 25,000 905.30 22,632,500 メイセル 5,100 861.00 4,391,100 住友ベークライト 300 6,040.00 1,812,000 様水化学工業 4,100 1,962.00 8,044,200 日本ゼオン 2,100 1,437.00 3,017,700 アイカ工業 500 3,310.00 1,655,000 保務・樹脂 400 2,074.00 829,600 889,000 日本ゼオン 2,100 1,437.00 3,017,700 アイカ工業 500 3,310.00 1,655,000 保務・樹脂 400 2,074.00 829,600 888,000 様水化成品工業 800 484.00 387,200 様水化成品工業 800 484.00 387,200 様水化成品工業 800 484.00 387,200 様水化成品工業 800 484.00 387,200 623.00 1,183,700 623.00 1,183,700 623.00 1,183,700 623.00 1,183,700 623.00 1,183,700 623.00 1,183,700 623.00 1,183,700 659,700	大阪ソーダ	200	3, 050. 00	610, 000	
信徳化学工業 1,700 19,935.00 33,889,500 堺化学工業 200 2,349.00 469,800 エア・ウォーター 2,200 1,840.00 4,048,000 日本酸素ホールディングス 2,500 2,593.00 6,482,500 日本ベーカライジング 1,300 1,106.00 1,437,800 高圧ガス工業 500 780.00 390,000 四国化成工業 400 1,401.00 560,400 日本触媒 500 5,480.00 2,740,000 大日精化工業 300 2,337.00 701,100 カネカ 900 3,925.00 3,532,500 三菱瓦斯化学 3,100 2,075.00 6,432,500 三井化学 2,600 3,460.00 8,996,000 リJSR 800 4,080.00 3,264,000 東京応化工業 200 6,750.00 1,350,000 三菱ケミカルホールディングス 25,000 905.30 22,632,500 ダイセル 5,100 861.00 4,391,100 住女ベークライト 300 6,040.00 1,812,000 樹水化学工業 4,100 1,962.00 8,044,200 日本ゼオン 2,100 1,437.00 3,017,700 アイカ工業 500 3,310.00 1,655,000 宇部興産 2,000 2,161.00 4,322,000 積水樹脂 400 2,074.00 829,600 タキロンシーアイ 1,600 555.00 888,000 積水化品工業 800 484.00 387,200 積水化成品工業 800 484.00 387,200 積水ホールディングス 300 1,969.00 590,700	関東電化工業	500	1, 155. 00	577, 500	
堺化学工業 200 2,349.00 469,800 1,840.00 4,048,000 日本酸素ホールディングス 2,500 2,593.00 6,482,500 日本が一カライジング 1,300 1,106.00 1,437,800 高圧ガス工業 500 780.00 390,000 四国化成工業 400 1,401.00 560,400 日本触媒 500 5,480.00 2,740,000 元子特化工業 300 2,337.00 701,100 カネカ 900 3,925.00 3,532,500 三菱瓦斯化学 2,600 3,460.00 8,996,000 月 SR 800 4,080.00 3,264,000 月 SR 800 4,080.00 3,264,000 月 SR 800 4,080.00 3,264,000 日本放工業 200 6,750.00 1,350,000 日本放工業 200 6,750.00 1,350,000 日本放工業 200 6,750.00 1,350,000 日本放工業 200 6,750.00 1,350,000 日本ゼイン 5,100 861.00 4,391,100 日本ゼイン 2,100 1,437.00 3,017,700 3,0	デンカ	900	4, 050. 00	3, 645, 000	
エア・ウォーター 2,200 1,840.00 4,048,000 日本酸素ホールディングス 2,500 2,593.00 6,482,500 日本ベーカライジング 1,300 1,106.00 1,437,800 高圧ガス工業 500 780.00 390,000 四国化成工業 400 1,401.00 560,400 日本触媒 500 5,480.00 2,740,000 大日精化工業 300 2,337.00 701,100 カネカ 900 3,925.00 3,632,500 三連 正規化学 2,600 3,460.00 8,996,000 J S R R 800 4,080.00 3,264,000 東京応化工業 200 6,750.00 1,350,000 三菱ケミカルホールディングス 25,000 905.30 22,632,500 がイモル 5,100 861.00 4,391,100 住友ベークライト 300 6,040.00 1,812,000 耐水化学工業 4,100 1,962.00 8,044,200 日本ゼオン 2,100 1,437.00 3,017,700 アイカ工業 500 3,310.00 1,655,000 行水 附脂 400 2,074.00 829,600 日液水化樹脂 400 2,074.00 829,600 日流水化成品工業 800 484.00 387,200 所水 化成品工業 800 484.00 387,200 所水 化成品工業 800 484.00 387,200 所称 化成品工类 800 484.00 387,200 800 所称 化成品工类 800 484.00 387,200 800 800 800 800 800 800 800 800 800	信越化学工業	1,700	19, 935. 00	33, 889, 500	
日本酸素ホールディングス 2,500 2,593.00 6,482,500 日本パーカライジング 1,300 1,106.00 1,437,800 高圧ガス工業 500 780.00 390,000 四国化成工業 400 1,401.00 560,400 日本触媒 500 5,480.00 2,740,000 大日精化工業 300 2,337.00 701,100 カネカ 900 3,925.00 3,532,500 三菱瓦斯化学 3,100 2,075.00 6,432,500 三非化学 2,600 3,460.00 8,996,000 月 SR 800 4,080.00 3,264,000 東京応化工業 200 6,750.00 1,350,000 三菱ケミカルボールディングス 25,000 905.30 22,632,500 メイセル 5,100 861.00 4,391,100 住友ベークライト 300 6,040.00 1,812,000 積水化学工業 4,100 1,962.00 8,044,200 日本ゼオン 2,100 1,437.00 3,017,700 アイカ工業 500 3,310.00 1,655,000 宇部興産 2,000 4,320,000 程法水砂ム 3,264.000 第2,000 4,322,000 積水樹脂 400 2,074.00 829,600 888,000 積水化成品工業 800 484.00 387,200 47キョーニシカワ 森六ホールディングス 1,960.00 555.00 888,000 積水化成品工業 800 484.00 387,200 47キョーニシカワ 3,000 1,969.00 590,700		200	2, 349. 00	469, 800	
日本パーカライジング 1,300 1,106.00 1,437,800 高圧ガス工業 500 780.00 390,000 四国化成工業 400 1,401.00 560,400 日本触媒 500 5,480.00 2,740,000 大日精化工業 300 2,337.00 701,100 カネカ 900 3,925.00 3,532,500 三菱瓦斯化学 3,100 2,075.00 6,432,500 三井化学 2,600 3,460.00 8,996,000 JSR 800 4,080.00 3,264,000 東京応化工業 200 6,750.00 1,350,000 三菱ケミカルホールディングス 25,000 905.30 22,632,500 KHネオケム 300 3,145.00 943,500 がイセル 5,100 861.00 4,391,100 住友ベークライト 300 6,040.00 1,812,000 積水化学工業 4,100 1,962.00 8,044,200 日本ゼオン 2,100 1,437.00 3,017,700 アイカ工業 500 3,310.00 1,655,000 保水樹脂 400 2,074.00 829,600 分キロンシーアイ 1,600 555.00 888,000 積水化成品工業 800 484.00 387,200 森六ホールディングス 1,969.00 590,700	エア・ウォーター	2, 200	1, 840. 00	4, 048, 000	
高圧ガス工業 500 780.00 390,000 四国化成工業 400 1,401.00 560,400 日本触媒 500 5,480.00 2,740,000 大日精化工業 300 2,337.00 701,100 カネカ 900 3,925.00 3,532,500 三菱瓦斯化学 3,100 2,075.00 6,432,500 三 大日特化工業 2,600 3,460.00 8,996,000 JSR 800 4,080.00 3,264,000 東京応化工業 200 6,750.00 1,350,000 三菱ケミカルホールディングス 25,000 905.30 22,632,500 メイセル 5,100 861.00 4,391,100 住友ベークライト 300 6,040.00 1,812,000 耐水化学工業 4,100 1,962.00 8,044,200 日本ゼオン 2,100 1,437.00 3,017,700 ディカ工業 500 3,310.00 1,655,000 宇部興産 2,000 2,161.00 4,322,000 積水樹脂 400 2,074.00 829,600 タキロンシーアイ 1,600 555.00 888,000 積水化成品工業 800 484.00 387,200 森六ホールディングス 300 1,969.00 590,700	日本酸素ホールディングス	2, 500	2, 593. 00	6, 482, 500	
四国化成工業 400 1,401.00 560,400 日本触媒 500 5,480.00 2,740,000 大日精化工業 300 2,337.00 701,100 カネカ 900 3,925.00 3,532,500 三菱瓦斯化学 3,100 2,075.00 6,432,500 三井化学 2,600 3,460.00 8,996,000 J S R 800 4,080.00 3,264,000 東京応化工業 200 6,750.00 1,350,000 三菱ケミカルホールディングス 25,000 905.30 22,632,500 K H ネオケム 300 3,145.00 943,500 ダイセル 5,100 861.00 4,391,100 住友ベークライト 300 6,040.00 1,812,000 積水化学工業 4,100 1,962.00 8,044,200 日本ゼオン 2,100 1,437.00 3,017,700 アイカ工業 500 3,310.00 1,655,000 宇部興産 2,000 2,161.00 4,322,000 積水樹脂 400 2,074.00 829,600 タキロンシーアイ 1,600 555.00 888,000 積水化成品工業 800 484.00 387,200 森六ホールディングス 300 1,969.00 590,700	日本パーカライジング	1, 300	1, 106. 00	1, 437, 800	
日本触媒 500 5,480.00 2,740,000 大日精化工業 300 2,337.00 701,100 カネカ 900 3,925.00 3,532,500 三菱瓦斯化学 3,100 2,075.00 6,432,500 三井化学 2,600 3,460.00 8,996,000 J S R 800 4,080.00 3,264,000 東京応化工業 200 6,750.00 1,350,000 三菱ケミカルホールディングス 25,000 905.30 22,632,500 K H ネオケム 300 3,145.00 943,500 ダイセル 5,100 861.00 4,391,100 住友ベークライト 300 6,040.00 1,812,000 積水化学工業 4,100 1,962.00 8,044,200 日本ゼオン 2,100 1,437.00 3,017,700 アイカ工業 500 3,310.00 1,655,000 宇部興産 2,000 2,161.00 4,322,000 積水樹脂 400 2,074.00 829,600 タキロンシーアイ 1,600 555.00 888,000 積水化成品工業 800 484.00 387,200 森六ホールディングス 300 1,969.00 590,700	高圧ガス工業	500	780.00	390, 000	
大日精化工業 300 2,337.00 701,100 カネカ 900 3,925.00 3,532,500 三菱瓦斯化学 3,100 2,075.00 6,432,500 三井化学 2,600 3,460.00 8,996,000 JSR 800 4,080.00 3,264,000 東京応化工業 200 6,750.00 1,350,000 三菱ケミカルホールディングス 25,000 905.30 22,632,500 K日ネオケム 300 3,145.00 943,500 ダイセル 5,100 861.00 4,391,100 住友ベークライト 300 6,040.00 1,812,000 積水化学工業 4,100 1,962.00 8,044,200 日本ゼオン 2,100 1,437.00 3,017,700 アイカ工業 500 3,310.00 1,655,000 宇部興産 2,000 2,161.00 4,322,000 積水樹脂 400 2,074.00 829,600 タキロンシーアイ 1,600 555.00 888,000 積水化成品工業 800 484.00 387,200 森六ホールディングス 300 1,969.00 590,700	四国化成工業	400	1, 401. 00	560, 400	
カネカ 900 3,925.00 3,532,500 三菱瓦斯化学 3,100 2,075.00 6,432,500 三井化学 2,600 3,460.00 8,996,000 JSR 800 4,080.00 3,264,000 東京応化工業 200 6,750.00 1,350,000 三菱ケミカルホールディングス 25,000 905.30 22,632,500 KHネオケム 300 3,145.00 943,500 ダイセル 5,100 861.00 4,391,100 住友ベークライト 300 6,040.00 1,812,000 積水化学工業 4,100 1,962.00 8,044,200 日本ゼオン 2,100 1,437.00 3,017,700 アイカ工業 500 3,310.00 1,655,000 宇部興産 2,000 2,161.00 4,322,000 積水樹脂 400 2,074.00 829,600 タキロンシーアイ 1,600 555.00 888,000 積水化成品工業 800 484.00 387,200 森六ホールディングス 300 1,969.00 590,700	日本触媒	500	5, 480. 00	2, 740, 000	
三菱瓦斯化学 3,100 2,075.00 6,432,500 三井化学 2,600 3,460.00 8,996,000 JSR 800 4,080.00 3,264,000 東京応化工業 200 6,750.00 1,350,000 三菱ケミカルホールディングス 25,000 905.30 22,632,500 KHネオケム 300 3,145.00 943,500 ダイセル 5,100 861.00 4,391,100 住友ベークライト 300 6,040.00 1,812,000 積水化学工業 4,100 1,962.00 8,044,200 日本ゼオン 2,100 1,437.00 3,017,700 アイカ工業 500 3,310.00 1,655,000 育林樹脂 400 2,074.00 829,600 タキロンシーアイ 1,600 555.00 888,000 積水化成品工業 800 484.00 387,200 森六ホールディングス 300 1,969.00 590,700	大日精化工業	300	2, 337. 00	701, 100	
三井化学 2,600 3,460.00 8,996,000 JSR 800 4,080.00 3,264,000 東京応化工業 200 6,750.00 1,350,000 三菱ケミカルホールディングス 25,000 905.30 22,632,500 KHネオケム 300 3,145.00 943,500 ダイセル 5,100 861.00 4,391,100 住友ベークライト 300 6,040.00 1,812,000 積水化学工業 4,100 1,962.00 8,044,200 日本ゼオン 2,100 1,437.00 3,017,700 アイカ工業 500 3,310.00 1,655,000 宇部興産 2,000 2,161.00 4,322,000 積水樹脂 400 2,074.00 829,600 タキロンシーアイ 1,600 555.00 888,000 積水化成品工業 800 484.00 387,200 ダイキョーニシカワ 1,900 623.00 1,183,700 森六ホールディングス 300 1,969.00 590,700	カネカ	900	3, 925. 00	3, 532, 500	
JSR 800 4,080.00 3,264,000 東京応化工業 200 6,750.00 1,350,000 三菱ケミカルホールディングス 25,000 905.30 22,632,500 KHネオケム 300 3,145.00 943,500 ダイセル 5,100 861.00 4,391,100 住友ベークライト 300 6,040.00 1,812,000 積水化学工業 4,100 1,962.00 8,044,200 日本ゼオン 2,100 1,437.00 3,017,700 アイカ工業 500 3,310.00 1,655,000 宇部興産 2,000 2,161.00 4,322,000 積水樹脂 400 2,074.00 829,600 タキロンシーアイ 1,600 555.00 888,000 積水化成品工業 800 484.00 387,200 ダイキョーニシカワ 1,900 623.00 1,183,700 森六ホールディングス 300 1,969.00 590,700	三菱瓦斯化学	3, 100	2, 075. 00	6, 432, 500	
東京応化工業 200 6,750.00 1,350,000 三菱ケミカルホールディングス 25,000 905.30 22,632,500 KHネオケム 300 3,145.00 943,500 ダイセル 5,100 861.00 4,391,100 住友ベークライト 300 6,040.00 1,812,000 積水化学工業 4,100 1,962.00 8,044,200 日本ゼオン 2,100 1,437.00 3,017,700 アイカ工業 500 3,310.00 1,655,000 宇部興産 2,000 2,161.00 4,322,000 積水樹脂 400 2,074.00 829,600 タキロンシーアイ 1,600 555.00 888,000 積水化成品工業 800 484.00 387,200 様水七成品工業 800 484.00 387,200 様木七成品工業 1,900 623.00 1,183,700 森六ホールディングス 300 1,969.00 590,700	三井化学	2, 600	3, 460. 00	8, 996, 000	
三菱ケミカルホールディングス 25,000 905.30 22,632,500 KHネオケム 300 3,145.00 943,500 ダイセル 5,100 861.00 4,391,100 住友ベークライト 300 6,040.00 1,812,000 積水化学工業 4,100 1,962.00 8,044,200 日本ゼオン 2,100 1,437.00 3,017,700 アイカ工業 500 3,310.00 1,655,000 宇部興産 2,000 2,161.00 4,322,000 積水樹脂 400 2,074.00 829,600 タキロンシーアイ 1,600 555.00 888,000 積水化成品工業 800 484.00 387,200 ダイキョーニシカワ 1,900 623.00 1,183,700 森六ホールディングス 300 1,969.00 590,700	JSR	800	4, 080. 00	3, 264, 000	
KHネオケム 300 3,145.00 943,500 ダイセル 5,100 861.00 4,391,100 住友ベークライト 300 6,040.00 1,812,000 積水化学工業 4,100 1,962.00 8,044,200 日本ゼオン 2,100 1,437.00 3,017,700 アイカ工業 500 3,310.00 1,655,000 宇部興産 2,000 2,161.00 4,322,000 積水樹脂 400 2,074.00 829,600 タキロンシーアイ 1,600 555.00 888,000 積水化成品工業 800 484.00 387,200 ダイキョーニシカワ 1,900 623.00 1,183,700 森六ホールディングス 300 1,969.00 590,700	東京応化工業	200	6, 750. 00	1, 350, 000	
ダイセル 5,100 861.00 4,391,100 住友ベークライト 300 6,040.00 1,812,000 積水化学工業 4,100 1,962.00 8,044,200 日本ゼオン 2,100 1,437.00 3,017,700 アイカ工業 500 3,310.00 1,655,000 宇部興産 2,000 2,161.00 4,322,000 積水樹脂 400 2,074.00 829,600 タキロンシーアイ 1,600 555.00 888,000 積水化成品工業 800 484.00 387,200 ダイキョーニシカワ 1,900 623.00 1,183,700 森六ホールディングス 300 1,969.00 590,700	三菱ケミカルホールディングス	25, 000	905. 30	22, 632, 500	
住友ベークライト 300 6,040.00 1,812,000 積水化学工業 4,100 1,962.00 8,044,200 日本ゼオン 2,100 1,437.00 3,017,700 アイカ工業 500 3,310.00 1,655,000 宇部興産 2,000 2,161.00 4,322,000 積水樹脂 400 2,074.00 829,600 タキロンシーアイ 1,600 555.00 888,000 積水化成品工業 800 484.00 387,200 ダイキョーニシカワ 1,900 623.00 1,183,700 森六ホールディングス 300 1,969.00 590,700	KHネオケム	300	3, 145. 00	943, 500	
積水化学工業 4,100 1,962.00 8,044,200 日本ゼオン 2,100 1,437.00 3,017,700 アイカ工業 500 3,310.00 1,655,000 宇部興産 2,000 2,161.00 4,322,000 積水樹脂 400 2,074.00 829,600 タキロンシーアイ 1,600 555.00 888,000 積水化成品工業 800 484.00 387,200 ダイキョーニシカワ 1,900 623.00 1,183,700 森六ホールディングス 300 1,969.00 590,700	ダイセル	5, 100	861.00	4, 391, 100	
日本ゼオン 2,100 1,437.00 3,017,700 アイカ工業 500 3,310.00 1,655,000 宇部興産 2,000 2,161.00 4,322,000 積水樹脂 400 2,074.00 829,600 タキロンシーアイ 1,600 555.00 888,000 積水化成品工業 800 484.00 387,200 ダイキョーニシカワ 1,900 623.00 1,183,700 森六ホールディングス 300 1,969.00 590,700	住友ベークライト	300	6, 040. 00	1, 812, 000	
アイカ工業 500 3,310.00 1,655,000 宇部興産 2,000 2,161.00 4,322,000 積水樹脂 400 2,074.00 829,600 タキロンシーアイ 1,600 555.00 888,000 積水化成品工業 800 484.00 387,200 ダイキョーニシカワ 1,900 623.00 1,183,700 森六ホールディングス 300 1,969.00 590,700		4, 100	1, 962. 00	8, 044, 200	
宇部興産 2,000 2,161.00 4,322,000 積水樹脂 400 2,074.00 829,600 タキロンシーアイ 1,600 555.00 888,000 積水化成品工業 800 484.00 387,200 ダイキョーニシカワ 1,900 623.00 1,183,700 森六ホールディングス 300 1,969.00 590,700	日本ゼオン	2, 100	1, 437. 00	3, 017, 700	
積水樹脂 400 2,074.00 829,600 タキロンシーアイ 1,600 555.00 888,000 積水化成品工業 800 484.00 387,200 ダイキョーニシカワ 1,900 623.00 1,183,700 森六ホールディングス 300 1,969.00 590,700	アイカ工業	500	3, 310. 00	1, 655, 000	
タキロンシーアイ 1,600 555.00 888,000 積水化成品工業 800 484.00 387,200 ダイキョーニシカワ 1,900 623.00 1,183,700 森六ホールディングス 300 1,969.00 590,700	宇部興産	2,000	2, 161. 00	4, 322, 000	
積水化成品工業800484.00387,200ダイキョーニシカワ1,900623.001,183,700森六ホールディングス3001,969.00590,700	積水樹脂	400	2, 074. 00	829, 600	
ダイキョーニシカワ 1,900 623.00 1,183,700 森六ホールディングス 300 1,969.00 590,700	タキロンシーアイ	1,600	555. 00	888, 000	
森六ホールディングス 300 1,969.00 590,700	積水化成品工業	800	484.00	387, 200	
	ダイキョーニシカワ	1, 900	623.00	1, 183, 700	
日本化薬 1,700 1,158.00 1,968,600	森六ホールディングス	300	1, 969. 00	590, 700	
	日本化薬	1,700	1, 158. 00	1, 968, 600	

200	4, 710. 00	942, 000
800	2, 554. 00	2, 043, 200
400	5, 470. 00	2, 188, 000
3, 200	5, 799. 00	18, 556, 800
200	5, 340. 00	1, 068, 000
6, 400	993.00	6, 355, 200
1, 100	2, 487. 00	2, 735, 700
500	940.00	470, 000
400	3, 455. 00	1, 382, 000
100	39, 000. 00	3, 900, 000
1, 400	3, 060. 00	4, 284, 000
800	1, 003. 00	802, 400
900	1, 932. 00	1, 738, 800
2, 500	8, 457. 00	21, 142, 500
800	6, 058. 00	4, 846, 400
1,600	1, 523. 00	2, 436, 800
200	2, 822. 00	564, 400
500	1, 381. 00	690, 500
100	5, 600. 00	560, 000
300	2, 902. 00	870, 600
200	11, 070. 00	2, 214, 000
1, 900	1, 806. 00	3, 431, 400
200	5, 110. 00	1, 022, 000
300	1, 700. 00	510, 000
300	2, 618. 00	785, 400
200	6, 200. 00	1, 240, 000
200	8, 720. 00	1, 744, 000
200	2, 587. 00	517, 400
300	3, 640. 00	1, 092, 000
100	6, 030. 00	603, 000
700	803.00	562, 100
1, 200	9, 140. 00	10, 968, 000
200	4, 120. 00	824, 000
400	1, 634. 00	653, 600
400	3, 975. 00	1, 590, 000
	800 400 3, 200 200 6, 400 1, 100 500 400 1, 400 800 900 2, 500 800 1, 600 200 500 100 300 200 300 200 200 300 1, 200 200 300 1, 200 400	800

天馬	200	2, 632. 00	526, 400	
信越ポリマー	600	1, 119. 00	671, 400	
ニフコ	700	3, 820. 00	2, 674, 000	
ユニ・チャーム	1, 500	4, 824. 00	7, 236, 000	
協和キリン	2,000	3, 040. 00	6, 080, 000	
武田薬品工業	16, 400	3, 363. 00	55, 153, 200	
アステラス製薬	13, 100	1, 895. 50	24, 831, 050	
大日本住友製薬	4, 200	1, 407. 00	5, 909, 400	
塩野義製薬	1, 600	7, 595. 00	12, 152, 000	
日本新薬	200	7, 780. 00	1, 556, 000	
中外製薬	4, 200	3, 731. 00	15, 670, 200	
科研製薬	500	4, 255. 00	2, 127, 500	
エーザイ	1, 800	6, 200. 00	11, 160, 000	
ロート製薬	400	3, 245. 00	1, 298, 000	
小野薬品工業	3, 100	2, 807. 00	8, 701, 700	
久光製薬	600	4, 040. 00	2, 424, 000	
持田製薬	300	3, 495. 00	1, 048, 500	
参天製薬	2, 400	1, 432. 00	3, 436, 800	
ツムラ	600	3, 380. 00	2, 028, 000	
日医工	1, 300	734.00	954, 200	
キッセイ薬品工業	500	2, 274. 00	1, 137, 000	
生化学工業	400	976.00	390, 400	
鳥居薬品	300	2, 890. 00	867, 000	
東和薬品	400	2, 927. 00	1, 170, 800	
ゼリア新薬工業	300	1, 981. 00	594, 300	
第一三共	5, 600	2, 698. 00	15, 108, 800	
キョーリン製薬ホールディングス	600	1, 827. 00	1, 096, 200	
大塚ホールディングス	4, 400	4, 224. 00	18, 585, 600	
大正製薬ホールディングス	800	5, 390. 00	4, 312, 000	
サワイグループホールディングス	500	4, 400. 00	2, 200, 000	
日本コークス工業	2, 900	139.00	403, 100	
ニチレキ	300	1, 349. 00	404, 700	
出光興産	3, 600	3, 175. 00	11, 430, 000	
ENEOSホールディングス	67, 100	459.60	30, 839, 160	
コスモエネルギーホールディングス	2, 500	2, 402. 00	6, 005, 000	

<u> </u>	1		Т	
横浜ゴム	2, 700	1, 924. 00	5, 194, 800	
TOYO TIRE	1, 100	1, 800. 00	1, 980, 000	
ブリヂストン	7, 300	5, 105. 00	37, 266, 500	
住友ゴム工業	5, 100	1, 208. 00	6, 160, 800	
オカモト	200	4, 240. 00	848, 000	
西川ゴム工業	300	1, 700. 00	510, 000	
ニッタ	300	2, 905. 00	871, 500	
住友理工	1, 900	630.00	1, 197, 000	
三ツ星ベルト	400	2, 179. 00	871, 600	
バンドー化学	600	907.00	544, 200	
日東紡績	300	2, 919. 00	875, 700	
AGC	2, 300	5, 260. 00	12, 098, 000	
日本電気硝子	1, 200	2, 924. 00	3, 508, 800	
住友大阪セメント	600	3, 650. 00	2, 190, 000	
太平洋セメント	2, 400	2, 370. 00	5, 688, 000	
三谷セキサン	100	6, 530. 00	653, 000	
東海カーボン	2,000	1, 317. 00	2, 634, 000	
ノリタケカンパニーリミテド	200	4, 910. 00	982, 000	
ТОТО	800	5, 220. 00	4, 176, 000	
日本碍子	2, 900	2, 048. 00	5, 939, 200	
日本特殊陶業	2, 900	2, 090. 00	6, 061, 000	
MARUWA	100	16, 550. 00	1, 655, 000	
品川リフラクトリーズ	100	4, 025. 00	402, 500	
黒崎播磨	100	4, 870. 00	487, 000	
フジミインコーポレーテッド	100	7, 550. 00	755, 000	
ニチアス	600	2, 762. 00	1, 657, 200	
ニチハ	400	2, 947. 00	1, 178, 800	
日本製鉄	11, 800	2, 166. 50	25, 564, 700	
神戸製鋼所	8, 900	633.00	5, 633, 700	
合同製鐵	400	1, 484. 00	593, 600	
ジェイ エフ イー ホールディン グス	9, 700	1, 732. 00	16, 800, 400	
東京製鐵	1, 100	1, 499. 00	1, 648, 900	
共英製鋼	700	1, 629. 00	1, 140, 300	
大和工業	600	3, 945. 00	2, 367, 000	
i l			i	

大阪製鐵	600	1, 283. 00	769, 800	
淀川製鋼所	400	2, 576. 00	1, 030, 400	
丸一鋼管	900	2, 668. 00	2, 401, 200	
大同特殊鋼	600	4, 475. 00	2, 685, 000	
日本冶金工業	200	2, 512. 00	502, 400	
山陽特殊製鋼	600	2, 297. 00	1, 378, 200	
愛知製鋼	400	2, 725. 00	1, 090, 000	
日立金属	1, 900	2, 120. 00	4, 028, 000	
日本軽金属ホールディングス	1, 300	1, 868. 00	2, 428, 400	
三井金属鉱業	700	3, 350. 00	2, 345, 000	
三菱マテリアル	2, 100	2, 142. 00	4, 498, 200	
住友金属鉱山	2, 000	5, 048. 00	10, 096, 000	
DOWAホールディングス	500	5, 160. 00	2, 580, 000	
古河機械金属	600	1, 296. 00	777, 600	
東邦チタニウム	400	1, 029. 00	411,600	
UACJ	600	2, 951. 00	1, 770, 600	
古河電気工業	1, 100	2, 429. 00	2, 671, 900	
住友電気工業	10, 600	1, 670. 00	17, 702, 000	
フジクラ	2, 700	621.00	1, 676, 700	
リョービ	1, 000	1, 254. 00	1, 254, 000	
アーレスティ	1, 100	425. 00	467, 500	
アサヒホールディングス	500	2, 136. 00	1, 068, 000	
トーカロ	400	1, 452. 00	580, 800	
SUMCO	1, 800	2, 455. 00	4, 419, 000	
川田テクノロジーズ	100	4, 160. 00	416, 000	
東洋製罐グループホールディングス	2, 400	1, 429. 00	3, 429, 600	
ホッカンホールディングス	300	1, 439. 00	431, 700	
横河ブリッジホールディングス	300	2, 203. 00	660, 900	
三和ホールディングス	1, 900	1, 250. 00	2, 375, 000	
文化シヤッター	700	1, 067. 00	746, 900	
三協立山	500	686.00	343, 000	
LIXIL	2, 400	2, 972. 00	7, 132, 800	
ノーリツ	400	1, 715. 00	686, 000	
長府製作所	300	2, 016. 00	604, 800	
リンナイ	300	10, 480. 00	3, 144, 000	

岡部	700	747.00	522, 900	
ジーテクト	900	1, 508. 00		
東プレ	1, 300	1, 332. 00	1, 731, 600	
パイオラックス	400	1, 817. 00	726, 800	
エイチワン	900	683.00	614, 700	
日本発條	2, 900	1, 019. 00	2, 955, 100	
三益半導体工業	200	2, 615. 00	523, 000	
日本製鋼所	400	4, 310. 00	1, 724, 000	
三浦工業	300	3, 670. 00	1, 101, 000	
タクマ	500	1, 457. 00	728, 500	
オークマ	300	5, 320. 00	1, 596, 000	
芝浦機械	200	3, 780. 00	756, 000	
アマダ	4, 000	1, 197. 00	4, 788, 000	
アイダエンジニアリング	600	1, 101. 00	660, 600	
FUJI	700	2, 743. 00	1, 920, 100	
牧野フライス製作所	300	4, 105. 00	1, 231, 500	
オーエスジー	900	2, 051. 00	1, 845, 900	
DMG森精機	800	2, 047. 00	1, 637, 600	
ソディック	500	841.00	420, 500	
ディスコ	100	34, 900. 00	3, 490, 000	
日東工器	200	1, 748. 00	349, 600	
島精機製作所	300	1, 993. 00	597, 900	
オプトラン	200	2, 408. 00	481, 600	
やまびこ	400	1, 202. 00	480, 800	
ナブテスコ	800	3, 690. 00	2, 952, 000	
三井海洋開発	700	1, 482. 00	1, 037, 400	
SMC	200	72, 220. 00	14, 444, 000	
ユニオンツール	100	3, 965. 00	396, 500	
オイレス工業	300	1, 662. 00	498, 600	
サトーホールディングス	300	2, 147. 00	644, 100	
小松製作所	9, 300	3, 010. 00	27, 993, 000	
住友重機械工業	1,800	3, 040. 00	5, 472, 000	
日立建機	1,600	3, 585. 00	5, 736, 000	
ハーモニック・ドライブ・システム ズ	200	4, 620. 00	924, 000	

クボタ	6, 900	2, 645. 50	18, 253, 950	
月島機械	400	1, 086. 00	434, 400	
新東工業	900	715.00	643, 500	
澁谷工業	200	2, 809. 00	561, 800	
アイチ コーポレーション	800	837.00	669, 600	
小森コーポレーション	700	726.00	508, 200	
荏原製作所	500	6, 510. 00	3, 255, 000	
ダイキン工業	800	26, 020. 00	20, 816, 000	
オルガノ	100	9, 100. 00	910, 000	
栗田工業	500	5, 370. 00	2, 685, 000	
椿本チエイン	600	3, 205. 00	1, 923, 000	
ダイフク	300	8, 850. 00	2, 655, 000	
タダノ	900	1, 164. 00	1, 047, 600	
フジテック	500	2, 558. 00	1, 279, 000	
CKD	300	2, 300. 00	690, 000	
平和	1, 200	1, 930. 00	2, 316, 000	
理想科学工業	300	2, 215. 00	664, 500	
SANKYO	800	3, 035. 00	2, 428, 000	
マースグループホールディングス	200	1, 659. 00	331, 800	
フクシマガリレイ	200	4, 660. 00	932, 000	
ユニバーサルエンターテインメント	1, 000	2, 400. 00	2, 400, 000	
竹内製作所	300	2, 892. 00	867, 600	
アマノ	500	2, 556. 00	1, 278, 000	
マックス	400	1, 887. 00	754, 800	
グローリー	800	2, 225. 00	1, 780, 000	
新晃工業	200	1, 914. 00	382, 800	
大和冷機工業	400	1, 226. 00	490, 400	
セガサミーホールディングス	1,600	1, 812. 00	2, 899, 200	
リケン	200	2, 717. 00	543, 400	
TPR	900	1, 531. 00	1, 377, 900	
ツバキ・ナカシマ	400	1, 581. 00	632, 400	
ホシザキ	300	8, 750. 00	2, 625, 000	
大豊工業	700	942.00	659, 400	
日本精工	8, 600	831.00	7, 146, 600	
NTN	8, 600	259. 00	2, 227, 400	

ジェイテクト	5, 600	1, 101. 00	6, 165, 600
不二越	300	4, 355. 00	1, 306, 500
ТНК	1,000	3, 010. 00	3, 010, 000
イーグル工業	900	1, 145. 00	1, 030, 500
キッツ	900	719. 00	647, 100
マキタ	1, 300	4, 871. 00	6, 332, 300
日立造船	1, 100	815. 00	896, 500
三菱重工業	6,000	3, 165. 00	18, 990, 000
IHI	1, 300	2, 499. 00	3, 248, 700
スター精密	300	1, 561. 00	468, 300
日清紡ホールディングス	1, 900	930. 00	1, 767, 000
イビデン	300	6, 790. 00	2, 037, 000
コニカミノルタ	9, 700	534. 00	5, 179, 800
ブラザー工業	3, 000	2, 241. 00	6, 723, 000
ミネベアミツミ	2,000	3, 120. 00	6, 240, 000
日立製作所	6, 600	6, 886. 00	45, 447, 600
東芝	1, 300	4, 935. 00	6, 415, 500
三菱電機	21, 300	1, 543. 50	32, 876, 550
富士電機	800	6, 270. 00	5, 016, 000
安川電機	600	5, 210. 00	3, 126, 000
シンフォニアテクノロジー	300	1, 272. 00	381, 600
明電舎	400	2, 758. 00	1, 103, 200
山洋電気	100	5, 710. 00	571, 000
東芝テック	200	4, 520. 00	904, 000
マブチモーター	700	3, 780. 00	2, 646, 000
日本電産	1, 100	12, 370. 00	13, 607, 000
ダイヘン	200	4, 625. 00	925, 000
JVCケンウッド	4,000	190.00	760, 000
日新電機	900	1, 636. 00	1, 472, 400
オムロン	600	10, 495. 00	6, 297, 000
日東工業	500	1, 593. 00	796, 500
IDEC	200	2, 691. 00	538, 200
мс ј	500	1, 033. 00	516, 500
ジーエス・ユアサ コーポレーショ	800	2, 645. 00	2, 116, 000

メルコホールディングス	100	4 010 00		
	100	4, 010. 00	401, 000	
日本電気	2, 200	5, 170. 00	11, 374, 000	
富士通	900	18, 650. 00	16, 785, 000	
沖電気工業	1, 500	917. 00	1, 375, 500	
サンケン電気	100	5, 860. 00	586, 000	
ルネサスエレクトロニクス	6,600	1, 446. 00	9, 543, 600	
セイコーエプソン	3, 700	2, 069. 00	7, 655, 300	
アルバック	300	6, 710. 00	2, 013, 000	
EIZO	200	4, 050. 00	810,000	
日本信号	600	912.00	547, 200	
能美防災	400	2, 125. 00	850, 000	
エレコム	600	1, 511. 00	906, 600	
パナソニック	24, 500	1, 316. 00	32, 242, 000	
シャープ	4,600	1, 346. 00	6, 191, 600	
アンリツ	600	1, 796. 00	1, 077, 600	
富士通ゼネラル	400	2, 691. 00	1, 076, 400	
ソニーグループ	5, 100	14, 470. 00	73, 797, 000	
TDK	2, 800	4, 550. 00	12, 740, 000	
アルプスアルパイン	3, 400	1, 174. 00	3, 991, 600	
メイコー	100	4, 615. 00	461, 500	
フォスター電機	500	752.00	376, 000	
ホシデン	700	1, 174. 00	821, 800	
ヒロセ電機	200	18, 020. 00	3, 604, 000	
日本航空電子工業	900	1, 967. 00	1, 770, 300	
マクセル	600	1, 468. 00	880, 800	
横河電機	1, 500	2, 092. 00	3, 138, 000	
アズビル	400	4, 930. 00	1, 972, 000	
日本光電工業	400	3, 290. 00	1, 316, 000	
堀場製作所	300	6, 510. 00	1, 953, 000	
アドバンテスト	400	10, 930. 00	4, 372, 000	
キーエンス	300	64, 210. 00	19, 263, 000	
シスメックス	400	11, 990. 00	4, 796, 000	
OBARA GROUP	200	3, 290. 00	658, 000	
フェローテックホールディングス	100	3, 835. 00	383, 500	
イリソ電子工業	100	4, 470. 00	447, 000	

レーザーテック	100	30, 810. 00	3, 081, 000	
スタンレー電気	1, 400	2, 998. 00	4, 197, 200	
ウシオ電機	700	1, 831. 00	1, 281, 700	
カシオ計算機	1, 900	1, 448. 00	2, 751, 200	
ファナック	900	23, 920. 00	21, 528, 000	
フクダ電子	200	8, 540. 00	1, 708, 000	
ローム	600	10, 820. 00	6, 492, 000	
浜松ホトニクス	300	6, 500. 00	1, 950, 000	
新光電気工業	300	5, 340. 00	1, 602, 000	
京セラ	2, 900	7, 317. 00	21, 219, 300	
太陽誘電	400	6, 510. 00	2, 604, 000	
村田製作所	2, 700	9, 400. 00	25, 380, 000	
双葉電子工業	700	708. 00	495, 600	
КОА	300	1, 606. 00	481, 800	
市光工業	1, 200	562.00	674, 400	
小糸製作所	1, 100	6, 430. 00	7, 073, 000	
ミツバ	800	450.00	360, 000	
SCREENホールディングス	200	12, 950. 00	2, 590, 000	
キヤノン電子	500	1, 640. 00	820, 000	
キヤノン	15, 200	2, 798. 00	42, 529, 600	
リコー	6, 200	1, 060. 00	6, 572, 000	
象印マホービン	400	1, 391. 00	556, 400	
東京エレクトロン	400	65, 330. 00	26, 132, 000	
トヨタ紡織	2, 200	2, 448. 00	5, 385, 600	
ユニプレス	1, 300	915. 00	1, 189, 500	
豊田自動織機	2, 700	9, 510. 00	25, 677, 000	
モリタホールディングス	500	1, 300. 00	650, 000	
デンソー	4, 500	9, 906. 00	44, 577, 000	
東海理化電機製作所	1,600	1, 639. 00	2, 622, 400	
川崎重工業	1, 900	2, 351. 00	4, 466, 900	
三菱ロジスネクスト	800	1, 130. 00	904, 000	
日産自動車	103, 200	646.00	66, 667, 200	
いすゞ自動車	8, 300	1, 519. 00	12, 607, 700	
トヨタ自動車	126, 800	2, 412. 00	305, 841, 600	
日野自動車	6, 400	1, 037. 00	6, 636, 800	

三菱自動車工業	13, 000	342.00	4, 446, 000	
武蔵精密工業	500	2, 059. 00	1, 029, 500	
日産車体	1,500	719.00	1, 078, 500	
新明和工業	1, 200	903.00	1, 083, 600	
極東開発工業	500	1, 519. 00	759, 500	
トピー工業	600	1, 183. 00	709, 800	
NOK	3, 200	1, 316. 00	4, 211, 200	
フタバ産業	2, 500	473.00	1, 182, 500	
KYB	300	3, 400. 00	1, 020, 000	
大同メタル工業	800	642.00	513, 600	
プレス工業	2, 200	431.00	948, 200	
太平洋工業	1, 000	1, 270. 00	1, 270, 000	
河西工業	1, 100	328.00	360, 800	
アイシン	4, 400	4, 785. 00	21, 054, 000	
マツダ	11, 100	1, 014. 00	11, 255, 400	
本田技研工業	28, 100	3, 515. 00	98, 771, 500	
スズキ	4, 800	4, 853. 00	23, 294, 400	
SUBARU	13, 600	2, 226. 00	30, 273, 600	
ヤマハ発動機	3, 400	2, 925. 00	9, 945, 000	
エクセディ	1, 100	1, 755. 00	1, 930, 500	
ハイレックスコーポレーション	600	1, 531. 00	918, 600	
豊田合成	1, 600	2, 700. 00	4, 320, 000	
愛三工業	1, 000	866.00	866, 000	
日本精機	1, 000	1, 226. 00	1, 226, 000	
ヨロズ	400	1, 080. 00	432, 000	
エフ・シー・シー	800	1, 589. 00	1, 271, 200	
シマノ	200	29, 555. 00	5, 911, 000	
テイ・エス テック	2, 000	1, 507. 00	3, 014, 000	
テルモ	2, 100	4, 482. 00	9, 412, 200	
日機装	800	838.00	670, 400	
島津製作所	700	4, 300. 00	3, 010, 000	
ナカニシ	300	2, 167. 00	650, 100	
ブイ・テクノロジー	100	3, 695. 00	369, 500	
東京精密	300	5, 060. 00	1, 518, 000	
ニコン	4, 000	1, 311. 00	5, 244, 000	

トプコン	400	1, 599. 00	639, 600	
オリンパス	2, 400	2, 392. 00	5, 740, 800	
タムロン	200	2, 805. 00	561, 000	
НОҮА	800	15, 075. 00	12, 060, 000	
ノーリツ鋼機	200	2, 458. 00	491, 600	
朝日インテック	300	2, 233. 00	669, 900	
シチズン時計	2, 800	509.00	1, 425, 200	
メニコン	200	2, 970. 00	594, 000	
セイコーホールディングス	500	2, 223. 00	1, 111, 500	
ニプロ	1, 700	1, 078. 00	1, 832, 600	
パラマウントベッドホールディング ス	500	1, 981. 00	990, 500	
バンダイナムコホールディングス	800	8, 453. 00	6, 762, 400	
パイロットコーポレーション	300	4, 180. 00	1, 254, 000	
フジシールインターナショナル	400	2, 255. 00	902, 000	
タカラトミー	900	1, 139. 00	1, 025, 100	
大建工業	300	2, 173. 00	651, 900	
凸版印刷	4, 700	2, 241. 00	10, 532, 700	
大日本印刷	2, 600	2, 891. 00	7, 516, 600	
共同印刷	200	2, 816. 00	563, 200	
NISSHA	400	1, 630. 00	652, 000	
アシックス	500	2, 390. 00	1, 195, 000	
ローランド	200	3, 955. 00	791, 000	
ヤマハ	800	5, 510. 00	4, 408, 000	
ピジョン	700	2, 333. 00	1, 633, 100	
リンテック	700	2, 728. 00	1, 909, 600	
任天堂	500	52, 730. 00	26, 365, 000	
三菱鉛筆	600	1, 209. 00	725, 400	
タカラスタンダード	900	1, 409. 00	1, 268, 100	
コクヨ	1,000	1, 704. 00	1, 704, 000	
オカムラ	900	1, 222. 00	1, 099, 800	
美津濃	300	2, 245. 00	673, 500	
東京電力ホールディングス	124, 600	295.00	36, 757, 000	
中部電力	17, 200	1, 210. 00	20, 812, 000	
関西電力	21, 900	1, 110. 00	24, 309, 000	

	 		<u> </u>	
中国電力	8,000	942.00	7, 536, 000	
北陸電力	5, 200	579. 00	3, 010, 800	
東北電力	15, 900	808.00	12, 847, 200	
四国電力	4, 900	813.00	3, 983, 700	
九州電力	12, 800	855.00	10, 944, 000	
北海道電力	8,800	512.00	4, 505, 600	
沖縄電力	1, 100	1, 424. 00	1, 566, 400	
電源開発	5, 800	1, 486. 00	8, 618, 800	
東京瓦斯	6, 800	2, 179. 00	14, 817, 200	
大阪瓦斯	5, 600	1, 959. 00	10, 970, 400	
東邦瓦斯	1,000	3, 045. 00	3, 045, 000	
北海道瓦斯	400	1, 518. 00	607, 200	
西部ガスホールディングス	400	2, 147. 00	858, 800	
静岡ガス	800	1, 005. 00	804, 000	
メタウォーター	300	1, 945. 00	583, 500	
SBSホールディングス	200	3, 510. 00	702, 000	
東武鉄道	1,700	2, 642. 00	4, 491, 400	
相鉄ホールディングス	800	2, 083. 00	1, 666, 400	
東急	4, 500	1, 520. 00	6, 840, 000	
京浜急行電鉄	1,800	1, 142. 00	2, 055, 600	
小田急電鉄	1,500	2, 065. 00	3, 097, 500	
京王電鉄	500	5, 090. 00	2, 545, 000	
京成電鉄	900	3, 005. 00	2, 704, 500	
東日本旅客鉄道	3, 900	6, 768. 00	26, 395, 200	
西日本旅客鉄道	2, 100	4, 747. 00	9, 968, 700	
東海旅客鉄道	2, 200	14, 720. 00	32, 384, 000	
西武ホールディングス	3, 100	1, 065. 00	3, 301, 500	
鴻池運輸	800	1, 190. 00	952, 000	
西日本鉄道	500	2, 566. 00	1, 283, 000	
ハマキョウレックス	200	2, 906. 00	581, 200	
サカイ引越センター	100	4, 395. 00	439, 500	
近鉄グループホールディングス	1,000	3, 260. 00	3, 260, 000	
阪急阪神ホールディングス	2, 100	3, 230. 00	6, 783, 000	
南海電気鉄道	1,000	2, 203. 00	2, 203, 000	
京阪ホールディングス	900	2, 680. 00	2, 412, 000	

名古屋鉄道	1, 800	1, 814. 00	3, 265, 200	
ヤマトホールディングス	2, 100	2, 539. 00	5, 331, 900	
山九	500	4, 795. 00	2, 397, 500	
丸全昭和運輸	200	3, 185. 00	637, 000	
センコーグループホールディングス	1,800	924.00	1, 663, 200	
トナミホールディングス	100	3, 765. 00	376, 500	
ニッコンホールディングス	900	2, 155. 00	1, 939, 500	
福山通運	500	3, 765. 00	1, 882, 500	
セイノーホールディングス	2, 600	1, 129. 00	2, 935, 400	
日立物流	500	5, 270. 00	2, 635, 000	
九州旅客鉄道	1, 600	2, 361. 00	3, 777, 600	
SGホールディングス	2, 100	2, 579. 00	5, 415, 900	
NIPPON EXPRESSホールディン	900	7, 270. 00	6, 543, 000	
日本郵船	500	9, 690. 00	4, 845, 000	
商船三井	700	9, 370. 00	6, 559, 000	
川崎汽船	100	7, 890. 00	789, 000	
NSユナイテッド海運	300	3, 520. 00	1, 056, 000	
飯野海運	1, 400	549.00	768, 600	
日本航空	5, 100	2, 162. 00	11, 026, 200	
ANAホールディングス	3, 200	2, 386. 50	7, 636, 800	
トランコム	100	8, 540. 00	854, 000	
日新	300	1, 686. 00	505, 800	
三菱倉庫	800	2, 823. 00	2, 258, 400	
三井倉庫ホールディングス	200	2, 442. 00	488, 400	
住友倉庫	700	1, 942. 00	1, 359, 400	
日本トランスシティ	800	632.00	505, 600	
名港海運	400	1, 100. 00	440,000	
上組	1, 200	2, 229. 00	2, 674, 800	
近鉄エクスプレス	500	2, 975. 00	1, 487, 500	
NECネッツエスアイ	700	1, 758. 00	1, 230, 600	
日鉄ソリューションズ	500	3, 535. 00	1, 767, 500	
TIS	800	3, 090. 00	2, 472, 000	
グリー	1, 400	896.00	1, 254, 400	
コーエーテクモホールディングス	400	4, 245. 00	1, 698, 000	

1				
三菱総合研究所	100	3, 880. 00	388, 000	
ネクソン	3, 600	2, 112. 00	7, 603, 200	
コロプラ	1, 200	655.00	786, 000	
ティーガイア	800	1, 657. 00	1, 325, 600	
ガンホー・オンライン・エンターテ イメント	800	2, 497. 00	1, 997, 600	
GMOペイメントゲートウェイ	100	11, 970. 00	1, 197, 000	
インターネットイニシアティブ	300	4, 335. 00	1, 300, 500	
アカツキ	100	2, 793. 00	279, 300	
インフォコム	200	2, 106. 00	421, 200	
アルテリア・ネットワークス	300	1, 502. 00	450, 600	
フジ・メディア・ホールディングス	4, 600	1, 150. 00	5, 290, 000	
オービック	200	18, 350. 00	3, 670, 000	
ジャストシステム	100	5, 050. 00	505, 000	
Zホールディングス	32, 400	627.00	20, 314, 800	
トレンドマイクロ	700	5, 790. 00	4, 053, 000	
日本オラクル	600	8, 500. 00	5, 100, 000	
オービックビジネスコンサルタント	200	4, 525. 00	905, 000	
伊藤忠テクノソリューションズ	800	3, 465. 00	2, 772, 000	
大塚商会	800	5, 090. 00	4, 072, 000	
電通国際情報サービス	200	3, 425. 00	685, 000	
東映アニメーション	100	9, 530. 00	953, 000	
デジタルガレージ	100	4, 720. 00	472, 000	
wowow	300	1, 710. 00	513, 000	
ネットワンシステムズ	300	2, 875. 00	862, 500	
エイベックス	300	1, 366. 00	409, 800	
日本ユニシス	600	3, 045. 00	1, 827, 000	
兼松エレクトロニクス	200	3, 840. 00	768, 000	
TBSホールディングス	2, 300	1, 635. 00	3, 760, 500	
日本テレビホールディングス	4, 700	1, 224. 00	5, 752, 800	
朝日放送グループホールディングス	600	700.00	420, 000	
テレビ朝日ホールディングス	1, 700	1, 478. 00	2, 512, 600	
スカパーJSATホールディングス	4, 800	437.00	2, 097, 600	
テレビ東京ホールディングス	300	2, 011. 00	603, 300	
コネクシオ	500	1, 435. 00	717, 500	

口十唐伊泰式	.=	0.000 **	140 010 011	
日本電信電話	45, 400			
KDDI	25, 500	3, 558. 00	90, 729, 000	
ソフトバンク	39, 900	1, 449. 50	57, 835, 050	
光通信	300	17, 010. 00	5, 103, 000	
沖縄セルラー電話	200	5, 020. 00	1, 004, 000	
GMOインターネット	300	2, 675. 00	802, 500	
KADOKAWA	400	2, 713. 00	1, 085, 200	
ゼンリン	400	1, 016. 00	406, 400	
東宝	700	4, 555. 00	3, 188, 500	
東映	100	16, 060. 00	1, 606, 000	
エヌ・ティ・ティ・データ	6, 000	2, 375. 00	14, 250, 000	
DTS	300	2, 541. 00	762, 300	
スクウェア・エニックス・ホールデ ィングス	400	5, 600. 00	2, 240, 000	
カプコン	600	2, 518. 00	1, 510, 800	
SCSK	1,700	2, 122. 00	3, 607, 400	
ТКС	200	3, 210. 00	642, 000	
富士ソフト	200	5, 100. 00	1, 020, 000	
N S D	300	1, 995. 00	598, 500	
コナミホールディングス	600	5, 510. 00	3, 306, 000	
ソフトバンクグループ	26, 200	5, 566. 00	145, 829, 200	
伊藤忠食品	100	4, 930. 00	493, 000	
あらた	200	4, 265. 00	853, 000	
双日	3, 800	1, 830. 00	6, 954, 000	
アルフレッサ ホールディングス	2,600	1, 581. 00	4, 110, 600	
横浜冷凍	600	843.00	505, 800	
神戸物産	200	4, 015. 00	803, 000	
あい ホールディングス	300	1, 919. 00	575, 700	
ダイワボウホールディングス	700	1, 801. 00	1, 260, 700	
マクニカ・富士エレホールディング ス	400	2, 690. 00	1, 076, 000	
バイタルケーエスケー・ホールディ ングス	700	801.00	560, 700	
レスターホールディングス	200	1, 982. 00	396, 400	
TOKAIホールディングス	1,500	876.00	1, 314, 000	
シップヘルスケアホールディングス	500	2, 661. 00	1, 330, 500	
コメダホールディングス	300	2, 050. 00	615, 000	

小野建	400	1, 701. 00	680, 400	
ナガイレーベン	200	2, 231. 00	446, 200	
三菱食品	500	2, 804. 00	1, 402, 000	
第一興商	500	3, 430. 00	1, 715, 000	
メディパルホールディングス	2, 200	2, 113. 00	4, 648, 600	
アズワン	200	6, 700. 00	1, 340, 000	
ドウシシャ	400	1, 552. 00	620, 800	
岡谷鋼機	200	9, 880. 00	1, 976, 000	
日本ライフライン	600	1, 131. 00	678, 600	
シークス	400	1, 527. 00	610, 800	
伊藤忠商事	14, 400	3, 599. 00	51, 825, 600	
丸紅	19, 800	1, 194. 00	23, 641, 200	
長瀬産業	1, 300	1, 896. 00	2, 464, 800	
蝶理	300	1, 853. 00	555, 900	1
豊田通商	3, 300	5, 460. 00	18, 018, 000	
兼松	1, 300	1, 300. 00	1, 690, 000	
三井物産	19, 400	2, 927. 50	56, 793, 500	
日本紙パルプ商事	200	4, 080. 00	816, 000	<u> </u>
カメイ	900	1, 061. 00	954, 900	
山善	1, 100	1, 048. 00	1, 152, 800	1
住友商事	17, 700	1, 757. 50	31, 107, 750	
三菱商事	18, 400	3, 918. 00	72, 091, 200	
第一実業	100	4, 715. 00	471, 500	
キヤノンマーケティングジャパン	1, 300	2, 292. 00	2, 979, 600	
三谷商事	800	1, 973. 00	1, 578, 400	
ユアサ商事	300	2, 943. 00	882, 900	
阪和興業	500	3, 350. 00	1, 675, 000	
菱電商事	300	1, 733. 00	519, 900	_ _
岩谷産業	400	5, 930. 00	2, 372, 000	
三愛石油	600	1, 378. 00	826, 800	
稲畑産業	800	1, 705. 00	1, 364, 000	
ワキタ	600	1, 057. 00	634, 200	
東邦ホールディングス	900	1, 757. 00	1, 581, 300	
サンゲツ	600	1, 620. 00	972, 000	
ミツウロコグループホールディング	400	1, 189. 00	475, 600	

ス				
伊藤忠エネクス	1,800	1, 006. 00	1, 810, 800	
サンリオ	300	2, 394. 00	718, 200	
リョーサン	300	2, 344. 00	703, 200	
加賀電子	300	3, 165. 00	949, 500	
 立花エレテック	300	1, 569. 00	470, 700	
PALTAC	500	4, 380. 00	2, 190, 000	
日鉄物産	500	5, 410. 00	2, 705, 000	
トラスコ中山	400	2, 607. 00	1, 042, 800	
オートバックスセブン	900	1, 405. 00	1, 264, 500	
加藤産業	300	3, 330. 00	999, 000	
イエローハット	500	1, 635. 00	817, 500	
日伝	200	2, 223. 00	444, 600	
因幡電機産業	500	2, 739. 00	1, 369, 500	
ミスミグループ本社	500	4, 300. 00	2, 150, 000	
スズケン	1,000	3, 375. 00	3, 375, 000	
ジェコス	700	824.00	576, 800	
ローソン	1, 300	5, 070. 00	6, 591, 000	
サンエー	200	4, 035. 00	807, 000	
カワチ薬品	300	2, 225. 00	667, 500	
エービーシー・マート	700	5, 110. 00	3, 577, 000	
アスクル	500	1, 488. 00	744, 000	
ゲオホールディングス	600	1, 199. 00	719, 400	
アダストリア	400	1, 611. 00	644, 400	
くら寿司	100	3, 645. 00	364, 500	
日本マクドナルドホールディングス	400	4, 935. 00	1, 974, 000	
パルグループホールディングス	300	1, 539. 00	461, 700	
エディオン	1, 700	1, 057. 00	1, 796, 900	
セリア	400	3, 240. 00	1, 296, 000	
ナフコ	600	1, 753. 00	1, 051, 800	
アルペン	200	2, 168. 00	433, 600	
クオールホールディングス	300	1, 388. 00	416, 400	
ビックカメラ	1,600	944. 00	1, 510, 400	
D C Mホールディングス	1, 900	1, 085. 00	2, 061, 500	
MonotaRO	400	2, 077. 00	830, 800	

J. フロント リテイリング	3, 400	1, 037. 00	3, 525, 800	
ドトール・日レスホールディングス	400	1, 547. 00	618, 800	
マツキョココカラ&カンパニー	800	4, 090. 00	3, 272, 000	
ZOZO	600	3, 315. 00	1, 989, 000	
三越伊勢丹ホールディングス	2, 800	858.00	2, 402, 400	
ウエルシアホールディングス	600	3, 325. 00	1, 995, 000	
クリエイトSDホールディングス	300	3, 165. 00	949, 500	
ジョイフル本田	600	1, 537. 00	922, 200	
すかいら一くホールディングス	1, 200	1, 469. 00	1, 762, 800	
ユナイテッド・スーパーマーケッ ト・ホール	1, 200	1, 062. 00	1, 274, 400	
日本調剤	400	1, 370. 00	548, 000	
コスモス薬品	100	16, 380. 00	1, 638, 000	
セブン&アイ・ホールディングス	7, 200	4, 921. 00	35, 431, 200	
ツルハホールディングス	200	10, 640. 00	2, 128, 000	
トリドールホールディングス	200	2, 325. 00	465, 000	
クスリのアオキホールディングス	100	6, 970. 00	697, 000	
FOOD & LIFE COMP ANIE	200	3, 935. 00	787, 000	
ノジマ	800	2, 359. 00	1, 887, 200	
良品計画	1, 200	1, 657. 00	1, 988, 400	
コーナン商事	400	3, 390. 00	1, 356, 000	
パン・パシフィック・インターナショナルホ	2, 600	1, 557. 00	4, 048, 200	
西松屋チェーン	400	1, 373. 00	549, 200	
ゼンショーホールディングス	500	2, 666. 00	1, 333, 000	
ワークマン	200	5, 030. 00	1, 006, 000	
サイゼリヤ	300	2, 689. 00	806, 700	
VTホールディングス	1, 300	466.00	605, 800	
ユナイテッドアローズ	200	1, 848. 00	369, 600	
壱番屋	100	4, 530. 00	453, 000	
スギホールディングス	300	7, 030. 00	2, 109, 000	
ヨンドシーホールディングス	200	1, 724. 00	344, 800	
リテールパートナーズ	400	1, 312. 00	524, 800	
上新電機	400	2, 081. 00	832, 400	
日本瓦斯	600	1, 588. 00	952, 800	
チヨダ	600	732. 00	439, 200	

ライフコーポレーション	400	3, 305. 00	1, 322, 000	
AOK I ホールディングス	1,700	628.00	1, 067, 600	
オークワ	400	931.00	372, 400	
コメリ	700	2, 568. 00	1, 797, 600	
青山商事	1, 600	733.00	1, 172, 800	
しまむら	300	9, 760. 00	2, 928, 000	
高島屋	2, 700	1, 085. 00	2, 929, 500	
エイチ・ツー・オー リテイリング	1, 800	807.00	1, 452, 600	
丸井グループ	1, 100	2, 225. 00	2, 447, 500	
アクシアル リテイリング	200	3, 325. 00	665, 000	
イオン	6, 100	2, 480. 50	15, 131, 050	
イズミ	800	3, 155. 00	2, 524, 000	
平和堂	700	1, 927. 00	1, 348, 900	
フジ	300	1, 906. 00	571, 800	
ヤオコー	200	6, 680. 00	1, 336, 000	
ゼビオホールディングス	700	935. 00	654, 500	
ケーズホールディングス	2, 800	1, 095. 00	3, 066, 000	
ATグループ	1, 100	1, 528. 00	1, 680, 800	
アインホールディングス	200	5, 760. 00	1, 152, 000	
ヤマダホールディングス	13, 300	396.00	5, 266, 800	
アークランドサカモト	400	1, 570. 00	628, 000	
ニトリホールディングス	400	16, 990. 00	6, 796, 000	
王将フードサービス	100	5, 960. 00	596, 000	
プレナス	300	1, 995. 00	598, 500	
アークス	600	2, 110. 00	1, 266, 000	
バローホールディングス	700	2, 165. 00	1, 515, 500	
ベルク	100	5, 590. 00	559, 000	
ファーストリテイリング	200	59, 140. 00	11, 828, 000	
サンドラッグ	900	3, 050. 00	2, 745, 000	
ベルーナ	1, 300	732.00	951, 600	
めぶきフィナンシャルグループ	34, 600	262.00	9, 065, 200	
	1, 100	1, 662. 00	1, 828, 200	
九州フィナンシャルグループ	8,800	456.00	4, 012, 800	
ゆうちょ銀行	6, 800	1, 132. 00	7, 697, 600	

				_
コンコルディア・フィナンシャルグ ループ	21, 900	485. 00	10, 621, 500	
西日本フィナンシャルホールディン グス	4, 400	809.00	3, 559, 600	
三十三フィナンシャルグループ	1, 200	1, 525. 00	1, 830, 000	
第四北越フィナンシャルグループ	1, 200	2, 673. 00	3, 207, 600	
ひろぎんホールディングス	5, 800	742.00	4, 303, 600	
おきなわフィナンシャルグループ	500	2, 418. 00	1, 209, 000	
十六フィナンシャルグループ	1,000	2, 308. 00	2, 308, 000	
北國フィナンシャルホールディング ス	700	2, 883. 00	2, 018, 100	
新生銀行	3, 100	2, 116. 00	6, 559, 600	
あおぞら銀行	2, 400	2, 731. 00	6, 554, 400	
三菱UF Jフィナンシャル・グループ	217, 200	714. 20	155, 124, 240	
りそなホールディングス	50, 700	515. 70	26, 145, 990	
三井住友トラスト・ホールディング ス	6, 200	4, 312. 00	26, 734, 400	
三井住友フィナンシャルグループ	27, 400	4, 304. 00	117, 929, 600	
千葉銀行	10, 600	754.00	7, 992, 400	
群馬銀行	9, 900	380.00	3, 762, 000	
武蔵野銀行	900	1, 887. 00	1, 698, 300	
千葉興業銀行	3, 300	284. 00	937, 200	
筑波銀行	2, 600	193.00	501, 800	
七十七銀行	2, 200	1, 451. 00	3, 192, 200	
青森銀行	300	1, 950. 00	585, 000	
秋田銀行	500	1, 698. 00	849, 000	
山形銀行	800	965.00	772, 000	
岩手銀行	500	2, 011. 00	1, 005, 500	
東邦銀行	4, 100	219.00	897, 900	
ふくおかフィナンシャルグループ	3, 600	2, 299. 00	8, 276, 400	
静岡銀行	8, 200	893.00	7, 322, 600	
スルガ銀行	2, 700	498.00	1, 344, 600	
八十二銀行	12, 000	421.00	5, 052, 000	
山梨中央銀行	1, 100	948.00	1, 042, 800	
大垣共立銀行	900	2, 027. 00	1, 824, 300	
福井銀行	400	1, 489. 00	595, 600	
滋賀銀行	1, 200	2, 233. 00	2, 679, 600	

南都銀行	800	2, 009. 00	1, 607, 200	
百五銀行	6, 100	363.00	2, 214, 300	
京都銀行	1,000	5, 640. 00	5, 640, 000	
紀陽銀行	1, 100	1, 489. 00	1, 637, 900	
ほくほくフィナンシャルグループ	4, 600	955.00	4, 393, 000	
山陰合同銀行	3, 300	679.00	2, 240, 700	
中国銀行	3, 500	959.00	3, 356, 500	
伊予銀行	6, 300	616.00	3, 880, 800	
百十四銀行	1, 000	1, 580. 00	1, 580, 000	
四国銀行	1, 100	815.00	896, 500	
阿波銀行	800	2, 333. 00	1, 866, 400	
大分銀行	500	2, 024. 00	1, 012, 000	
宮崎銀行	500	2, 180. 00	1, 090, 000	
佐賀銀行	400	1, 516. 00	606, 400	
琉球銀行	1, 100	815. 00	896, 500	
セブン銀行	15, 500	252.00	3, 906, 000	
みずほフィナンシャルグループ	52, 900	1, 600. 50	84, 666, 450	
山口フィナンシャルグループ	6, 200	724. 00	4, 488, 800	
名古屋銀行	500	3, 040. 00	1, 520, 000	
北洋銀行	11, 000	271.00	2, 981, 000	
愛知銀行	300	4, 845. 00	1, 453, 500	
中京銀行	400	1, 728. 00	691, 200	
大光銀行	300	1, 494. 00	448, 200	
愛媛銀行	1, 000	923.00	923, 000	
京葉銀行	3, 600	501.00	1, 803, 600	
栃木銀行	3, 700	232.00	858, 400	
東和銀行	1,500	566.00	849, 000	
トモニホールディングス	5, 300	337.00	1, 786, 100	
フィデアホールディングス	500	1, 471. 00	735, 500	
池田泉州ホールディングス	9, 700	187.00	1, 813, 900	
FPG	1, 400	730.00	1, 022, 000	
GMOフィナンシャルホールディン グス	800	889. 00	711, 200	
SBIホールディングス	2, 100	3, 245. 00	6, 814, 500	
ジャフコ グループ	200	6, 460. 00	1, 292, 000	

大和証券グループ本社	37, 400	712.60	26, 651, 240	
岡三証券グループ	3, 100	401.00	1, 243, 100	
丸三証券	700	555.00	388, 500	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	3, 900	422.00	1, 645, 800	
松井証券	2, 500	818.00	2, 045, 000	
マネックスグループ	1, 200	661.00	793, 200	
極東証券	400	795.00	318, 000	
岩井コスモホールディングス	300	1, 433. 00	429, 900	
かんぽ生命保険	4, 100	2, 104. 00	8, 626, 400	
SOMPOホールディングス	4, 100	5, 342. 00	21, 902, 200	
MS&ADインシュアランスグルー プホール	8, 000	3, 951. 00	31, 608, 000	
第一生命ホールディングス	14, 900	2, 697. 00	40, 185, 300	
東京海上ホールディングス	7, 000	7, 060. 00	49, 420, 000	
T&Dホールディングス	8, 800	1, 773. 00	15, 602, 400	
全国保証	400	5, 280. 00	2, 112, 000	
アルヒ	300	1, 170. 00	351,000	
クレディセゾン	3, 600	1, 280. 00	4, 608, 000	
芙蓉総合リース	300	7, 960. 00	2, 388, 000	
みずほリース	400	3, 250. 00	1, 300, 000	
東京センチュリー	800	5, 940. 00	4, 752, 000	
日本証券金融	2, 700	952.00	2, 570, 400	
リコーリース	300	3, 890. 00	1, 167, 000	
イオンフィナンシャルサービス	3, 800	1, 268. 00	4, 818, 400	
アコム	10, 300	344.00	3, 543, 200	
ジャックス	400	3, 090. 00	1, 236, 000	
オリエントコーポレーション	23, 800	135.00	3, 213, 000	
オリックス	18, 000	2, 556. 50	46, 017, 000	
三菱HCキャピタル	19, 100	625.00	11, 937, 500	
日本取引所グループ	2,800	2, 514. 50	7, 040, 600	
NECキャピタルソリューション	300	2, 051. 00	615, 300	
いちご	3, 900	296.00	1, 154, 400	
ヒューリック	7, 500	1, 076. 00	8, 070, 000	
サムティ	400	2, 136. 00	854, 400	
プレサンスコーポレーション	700	2, 152. 00	1, 506, 400	

オープンハウスグループ	400	6, 190. 00	2, 476, 000	
東急不動産ホールディングス	7, 500	655.00	4, 912, 500	
飯田グループホールディングス	3, 200	2, 813. 00	9, 001, 600	
パーク24	1, 400	1, 591. 00	2, 227, 400	
三井不動産	8, 800	2, 332. 00	20, 521, 600	
三菱地所	12, 600	1, 633. 00	20, 575, 800	
平和不動産	200	3, 960. 00	792, 000	
東京建物	1, 900	1, 725. 00	3, 277, 500	
ダイビル	800	2, 195. 00	1, 756, 000	
京阪神ビルディング	300	1, 521. 00	456, 300	
住友不動産	4, 400	3, 464. 00	15, 241, 600	
テーオーシー	1, 000	696.00	696, 000	
スターツコーポレーション	600	2, 478. 00	1, 486, 800	
ゴールドクレスト	600	1, 607. 00	964, 200	
レーサム	600	725. 00	435, 000	
日本エスコン	500	774. 00	387, 000	
タカラレーベン	3, 800	299.00	1, 136, 200	
イオンモール	2, 700	1, 615. 00	4, 360, 500	
シノケングループ	600	953.00	571, 800	
カチタス	100	3, 875. 00	387, 500	
トーセイ	400	1, 059. 00	423, 600	
サンフロンティア不動産	500	1, 027. 00	513, 500	
日本空港ビルデング	300	4, 875. 00	1, 462, 500	
ミクシィ	1, 600	2, 081. 00	3, 329, 600	
日本M&Aセンターホールディングス	300	2, 450. 00	735, 000	
パーソルホールディングス	800	3, 125. 00	2, 500, 000	
綜合警備保障	600	4, 360. 00	2, 616, 000	
カカクコム	600	2, 732. 00	1, 639, 200	
ディップ	200	3, 580. 00	716, 000	
ベネフィット・ワン	100	3, 895. 00	389, 500	
エムスリー	400	4, 890. 00	1, 956, 000	
アウトソーシング	500	1, 548. 00	774, 000	
ディー・エヌ・エー	1,000	1, 760. 00	1, 760, 000	
博報堂DYホールディングス	2, 200	1, 919. 00	4, 221, 800	

電通グループ	1,800	4, 145. 00	7, 461, 000
H. U. グループホールディングス	600	2, 922. 00	1, 753, 200
オリエンタルランド	400	18, 635. 00	7, 454, 000
ダスキン	400	2, 735. 00	1, 094, 000
ラウンドワン	500	1, 306. 00	653, 000
リゾートトラスト	700	1, 868. 00	1, 307, 600
ビー・エム・エル	200	3, 680. 00	736, 000
りらいあコミュニケーションズ	500	989.00	494, 500
ユー・エス・エス	1, 700	1, 934. 00	3, 287, 800
サイバーエージェント	600	1, 842. 00	1, 105, 200
楽天グループ	9, 200	1, 143. 00	10, 515, 600
エン・ジャパン	200	2, 980. 00	596, 000
テクノプロ・ホールディングス	300	3, 305. 00	991, 500
リクルートホールディングス	2, 900	6, 343. 00	18, 394, 700
日本郵政	31, 700	993. 20	31, 484, 440
ベルシステム24ホールディングス	500	1, 272. 00	636, 000
カーブスホールディングス	600	724. 00	434, 400
リログループ	500	2, 051. 00	1, 025, 500
エイチ・アイ・エス	300	1, 843. 00	552, 900
共立メンテナンス	200	3, 950. 00	790, 000
東京都競馬	100	4, 095. 00	409, 500
カナモト	600	2, 431. 00	1, 458, 600
西尾レントオール	400	2, 777. 00	1, 110, 800
トランス・コスモス	200	3, 175. 00	635, 000
乃村工藝社	600	937.00	562, 200
日本管財	200	2, 849. 00	569, 800
トーカイ	300	2, 002. 00	600, 600
セコム	1,700	8, 006. 00	13, 610, 200
メイテック	200	6, 670. 00	1, 334, 000
ベネッセホールディングス	800	2, 219. 00	1, 775, 200
イオンディライト	300	3, 075. 00	922, 500
ダイセキ	200	4, 560. 00	912, 000
銘柄数:991			5, 449, 877, 690
組入時価比率:98.6%			100.0%
			5, 449, 877, 690

合計

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2022年1月13日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

	2022 年 1 月 13 日現在					
種類	契約額等 (円)					
		うち1年超	時価(円)	評価損益(円)		
市場取引						
株価指数先物取引						
買建	39, 550, 900	-	40, 110, 000	558, 110		
合計	39, 550, 900	_	40, 110, 000	558, 110		

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。 ※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村RAFI(R)日本株投信

2022年2月28日現在

Ι	資産総額	2, 139, 040, 198円
П	負債総額	7, 401, 416円
Ш	純資産総額 (I – II)	2, 131, 638, 782円
IV	発行済口数	1, 536, 560, 487 □
V	1口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	1. 3873円

(参考) 野村RAFI(R) 日本株投信マザーファンド

2022年2月28日現在

Ι	資産総額	5, 855, 135, 253円
Π	負債総額	19, 995, 505円
Ш	純資産総額 (I-Ⅱ)	5, 835, 139, 748円
IV	発行済口数	3, 289, 916, 738 □
V	1口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	1.7736円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の 受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を 除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から 記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替 口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要 と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることがで きます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、 受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の 法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2022年2月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000 株

発行済株式総数 5,150,693 株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

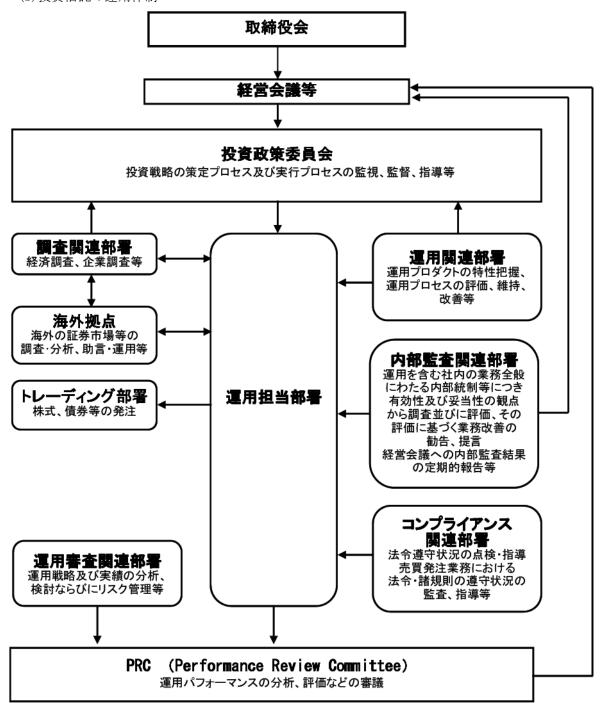
代表取締役 • 業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。 また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議 が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれ ます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上(但し、過半数は社外取締役)で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2022年1月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	991	37, 768, 757
単位型株式投資信託	195	773, 030
追加型公社債投資信託	14	6, 313, 919
単位型公社債投資信託	512	1, 549, 071
合計	1, 712	46, 404, 778

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第52 号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令 第 38 号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、「金融 商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

- 2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2021 年 4 月 1 日から 2021 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 亀 井 純 子

指定有限責任社員 公認会計士 津 村 健二郎 業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 水 永 真太郎

監查意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態 及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示してい るものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監 査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不 確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し て除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに 入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続 できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及 び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程 で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告

を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月24日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 湯 原

朌

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 津村 健二郎

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 水 永 真太郎

中間監查意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、 「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2021年 4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の中間会計期間(2021年4月 1日から2021年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間 損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査 を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財 務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現 在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2021年4月1日から2021年9 月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間 監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監 査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従っ て、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当 監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して いる。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準 拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬によ

る重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸

表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な 情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の 実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監 査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

			業年度 3月31日)		業年度 3月31日)		
区分	注記番号	金額(百万円)				金額(百	
(資産の部)	11.0						
流動資産							
現金・預金			2, 626		4, 281		
金銭の信託			41, 524		35, 912		
有価証券			24, 399		30, 400		
前払費用			106		167		
未収入金			522		632		
未収委託者報酬			23, 936		24, 499		
未収運用受託報酬			4, 336		4, 347		
その他			71		268		
貸倒引当金			△14		△14		
流動資産計			97, 509		100, 496		
固定資産							
有形固定資産			645		2, 666		
建物	※ 2	295		1, 935			
器具備品	※ 2	349		731			
無形固定資産			5, 894		5, 429		
ソフトウェア		5, 893		5, 428			
その他		0		0			
投資その他の資産			16, 486		16, 487		
投資有価証券		1, 437		1,767			
関係会社株式		10, 171		9, 942			
従業員長期貸付金		16		_			
長期差入保証金		329		330			
長期前払費用		19		15			
前払年金費用		1, 545		1, 301			
繰延税金資産		2, 738		3, 008			
その他		229		122			
貸倒引当金		$\triangle 0$		_			
固定資産計			23, 026		24, 583		
資産合計			120, 536		125, 080		

			業年度	当事業	
		(2020年	3月31日)	(2021年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			157		123
未払金			15, 279		16, 948
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		3		8	
未払手数料		6, 948		7, 256	
関係会社未払金		7, 262		8,671	
その他未払金		1, 063		1,011	
未払費用	※ 1		10, 290		9, 171
未払法人税等			1, 564		2, 113
前受収益			26		22
賞与引当金			3, 985		3, 795
その他			67		_
流動負債計			31, 371		32, 175
固定負債					
退職給付引当金			3, 311		3, 299
時効後支払損引当金			572		580
資産除去債務			-		1, 371
固定負債計			3, 883		5, 250
負債合計			35, 254		37, 425
(純資産の部)					
株主資本			85, 270		87, 596
資本金			17, 180		17, 180
資本剰余金			13, 729		13, 729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			54, 360		56, 686
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		53, 675		56, 001	
別途積立金		24, 606		24, 606	
繰越利益剰余金		29, 069		31, 395	
評価・換算差額等			10		57
その他有価証券評価差額金			10		57
純資産合計			85, 281		87, 654
負債・純資産合計			120, 536		125, 080

(2)【損益計算書】

		前事業年度 (自 2019年4月1日			美年度 手 4 月 1 日
		至 2020年3月31日)		至 2021年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			115, 736		106, 355
運用受託報酬			17, 170		16, 583
その他営業収益			340		428
営業収益計			133, 247		123, 367
営業費用					
支払手数料			39, 435		34, 739
広告宣伝費			1,006		1,005
公告費			_		0
調査費			26, 833		24, 506
調査費		5, 696		5, 532	
委託調査費		21, 136		18, 974	
委託計算費			1, 342		1, 358
営業雑経費			5, 823		4, 149
通信費		75		73	
印刷費		958		976	
協会費		92		88	
諸経費		4, 696		3, 011	
営業費用計			74, 440		65, 760
一般管理費					
給料			11, 418		10, 985
役員報酬		109		147	
給料・手当		7, 173		7, 156	
賞与		4, 134		3, 682	
交際費			86		35
旅費交通費			391		64
租税公課			1,029		1, 121
不動産賃借料			1, 227		1, 147
退職給付費用			1, 486		1, 267
固定資産減価償却費			2, 348		2,700
諸経費			10, 067		10, 739
一般管理費計			28, 055		28, 063
営業利益			30, 751		29, 542

		(自 2019 4	美年度 手 4 月 1 日 = 3 月 31 日)		丰4月1日
区分	注記 番号	金額(百		至 2021年3月31日) 金額(百万円)	
営業外収益	田 7				
受取配当金	※ 1	4, 936		4, 540	
受取利息		0		0	
金銭の信託運用益		-		1, 698	
その他		309		447	
営業外収益計			5, 246		6, 687
営業外費用					
金銭の信託運用損		230		_	
投資事業組合等評価損		146		_	
時効後支払損引当金繰入額		18		13	
為替差損		23		26	
その他		23		32	
営業外費用計			443		72
経常利益			35, 555		36, 157
特別利益					
投資有価証券等売却益		21		71	
株式報酬受入益		59		48	
移転補償金		_		2,077	
特別利益計			81		2, 197
特別損失					
投資有価証券等評価損		119		36	
関係会社株式評価損		1, 591		582	
固定資産除却損	※ 2	67		105	
事務所移転費用		_		406	
特別損失計			1,778		1, 129
税引前当期純利益			33, 858		37, 225
法人税、住民税及び事業税			9, 896		11, 239
法人税等調整額			△34		△290
当期純利益			23, 996		26, 276

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

		株主資本							
		X E	資本剰余金	È	利益剰余金				
	資本金	資 本準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他和 別 途 積立金	 編 越 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合 計	株 主 資 本 合 計
当期首残高	17, 180	11, 729	2,000	13, 729	685	24, 606	30, 723	56, 014	86, 924
当期変動額									
剰余金の配当							△25, 650	△25, 650	△25, 650
当期純利益							23, 996	23, 996	23, 996
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)									
当期変動額合計	_	_	_	_	_	_	△1, 653	△1, 653	△1,653
当期末残高	17, 180	11, 729	2,000	13, 729	685	24, 606	29, 069	54, 360	85, 270

(単位:百万円)

	評価・換		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	33	33	86, 958
当期変動額			
剰余金の配当			△25 , 650
当期純利益			23, 996
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△23	△23	△23
当期変動額合計	△23	△23	△1,676
当期末残高	10	10	85, 281

(単位:百万円)

	株主資本								
		ž	資本剰余金	<u> </u>	71-1-5	利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本 剰余金 計	利益準備金		利益剰余金 繰 越 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合 計	株 主 資 本 合 計
当期首残高	17, 180	11, 729	2,000	13, 729	685	24, 606	29, 069	54, 360	85, 270
当期変動額									
剰余金の配当							△23, 950	△23, 950	△23, 950
当期純利益							26, 276	26, 276	26, 276
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)									
当期変動額合計	_	_	_	_	_	_	2, 326	2, 326	2, 326
当期末残高	17, 180	11, 729	2,000	13, 729	685	24, 606	31, 395	56, 686	87, 596

(単位:百万円)

	評価・推	单算差額等		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	10	10	85, 281	
当期変動額				
剰余金の配当			△23, 950	
当期純利益			26, 276	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	46	46	46	
当期変動額合計	46	46	2, 372	
当期末残高	57	57	87, 654	

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券

時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

> (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しておりま

す。)

時価のないもの … 移動平均法による原価法

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取 得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得 した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しており キす

主な耐用年数は以下の通りであります。

6年 建物 附属設備 6~15年 器具備品 4~15年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によ っております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計 上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企 業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資 産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末 までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっ ております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によ り、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしておりま す。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業 年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、 受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基 づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控 除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しておりま す。

6. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和 2 年法律 第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第 39 号 2020 年 3 月 31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2018 年 2 月 16 日)第 44 項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末		当事業年度末		
(2020年3月31日	1)	(2021年3月31日)		
※1. 関係会社に対する資産及び負	債	※1. 関係会社に対する資産及び負	債	
区分掲記されたもの以外で各	-科目に含まれている	区分掲記されたもの以外で各	科目に含まれている	
ものは、次のとおりであります	•	ものは、次のとおりであります。	5	
未払費用	1,296 百万円	未払費用	1,256 百万円	
※2. 有形固定資産より控除した減	価償却累計額	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額		
建物	761 百万円	建物	346 百万円	
器具備品	2, 347	器具備品	643	
合計	3, 109	合計	990	

◇ 損益計算書関係

	当事業年度	
	(自 2020年4月1	目
	至 2021年3月31	. 目)
	※1. 関係会社に係る注記	
会社に対するもの	区分掲記されたもの以外で関	 係会社に対するもの
	は、次のとおりであります。	
4,931 百万円	受取配当金	4,334 百万円
	※2. 固定資産除却損	
7 百万円	器具備品	2 百万円
59	ソフトウェア	102
67	合計	105
	4,931 百万円 7 百万円 59	(自 2020年4月1 至 2021年3月31 ※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関 は、次のとおりであります。 受取配当金 ※2. 固定資産除却損 7百万円 59 ※2. フントウェア

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5, 150, 693 株		_	5, 150, 693 株

- 2. 剰余金の配当に関する事項
 - (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額25,650百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,980円基準日2019年3月31日効力発生日2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額
 23,950百万円
 配当の原資
 利益剰余金
 1株当たり配当額
 4,650円
 基準日
 2020年3月31日
 効力発生日
 2020年6月30日

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5, 150, 693 株	_	_	5, 150, 693 株

- 2. 剰余金の配当に関する事項
- (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額23,950百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,650円

 基準日
 2020 年 3 月 31 日

 効力発生日
 2020 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額26,268 百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額5,100 円基準日2021 年 3 月 31 日効力発生日2021 年 6 月 30 日

◇ 金融商品関係

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、 当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引に ついては、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、 投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。 なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社 である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ 取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどない と認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っており ます。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2, 626	2, 626	_
(2)金銭の信託	41, 524	41, 524	-
(3)未収委託者報酬	23, 936	23, 936	_
(4)未収運用受託報酬	4, 336	4, 336	_
(5)有価証券及び投資有価証券	24, 399	24, 399	_
その他有価証券	24, 399	24, 399	_
資産計	96, 823	96, 823	_
(6)未払金	15, 279	15, 279	-
未払収益分配金	0	0	_
未払償還金	3	3	_
未払手数料	6, 948	6, 948	-
関係会社未払金	7, 262	7, 262	_
その他未払金	1,063	1,063	_
(7)未払費用	10, 290	10, 290	-
(8)未払法人税等	1, 564	1, 564	_
負債計	27, 134	27, 134	_

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金·預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注 2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券 1,437 百万円、関係会社株式 10,171 百万円) は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当事業年度において、非上場株式について2,416 百万円(投資有価証券 117 百万円、関係会社株式 2,298 百万円)減損処理を行っております。なお、関係会社株式に係る評価損は、過年度に計上しておりました関係会社株式に対する投資損失引当金の戻入益707百万円と相殺し、関係会社株式評価損1,591百万円を特別損失に計上しております。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超	5 年超	10 年超
	1 平以四	5 年以内	10 年以内	10 平旭
預金	2, 626	_	-	-
金銭の信託	41, 524	_	-	-
未収委託者報酬	23, 936	_	_	-
未収運用受託報酬	4, 336	_	_	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	24, 399	_	-	_
合計	96, 823	_	_	_

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、 当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引に ついては、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、 投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。 なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社 である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

		` , ,	· □ /J 1/
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4, 281	4, 281	-
(2)金銭の信託	35, 912	35, 912	_
(3)未収委託者報酬	24, 499	24, 499	_
(4)未収運用受託報酬	4, 347	4, 347	_
(5)有価証券及び投資有価証券	30, 400	30, 400	-
その他有価証券	30, 400	30, 400	_
資産計	99, 441	99, 441	_
(6) 未払金	16, 948	16, 948	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	8	8	-
未払手数料	7, 256	7, 256	1
関係会社未払金	8, 671	8, 671	-
その他未払金	1,011	1,011	-
(7)未払費用	9, 171	9, 171	-
(8)未払法人税等	2, 113	2, 113	_
負債計	28, 233	28, 233	_

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金·預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注 2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券 1,767 百万円、関係会社株式 9,942 百万円) は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について 618 百万円(投資有価証券 35 百万円、関係会社株式 582 百万円)減損処理を行っております。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	4, 281	-	_	_
金銭の信託	35, 912	-	-	-
未収委託者報酬	24, 499	-	_	_
未収運用受託報酬	4, 347	-	_	_
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	30, 400	_	_	_
合計	99, 441	-	_	_

◇ 有価証券関係

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

- 1. 売買目的有価証券(2020年3月31日) 該当事項はありません。
- 満期保有目的の債券(2020年3月31日)
 該当事項はありません。
- 3. 子会社株式及び関連会社株式(2020年3月31日) 該当事項はありません。
- 4. その他有価証券(2020年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えるも			
0			
株式	_	_	_
小計	_	_	_
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの			
譲渡性預金	4, 400	4, 400	-
コマーシャル・ペー パー	19, 999	19, 999	
小計	24, 399	24, 399	_
合計	24, 399	24, 399	_

5. 事業年度中に売却したその他有価証券(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日) 該当事項はありません。 当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

- 1. 売買目的有価証券(2021年3月31日) 該当事項はありません。
- 2. 満期保有目的の債券(2021年3月31日) 該当事項はありません。
- 3. 子会社株式及び関連会社株式(2021年3月31日) 該当事項はありません。
- 4. その他有価証券(2021年3月31日)

	貸借対照表	取得原価	差額
区分	計上額 (百万円)	(百万円)	(百万円)
	(日カウ)	(日カウ)	(日の日)
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えるも			
の			
株式	-	-	_
小計	_	_	_
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えない			
もの			
譲渡性預金	30, 400	30, 400	_
小計	30, 400	30, 400	_
合計	30, 400	30, 400	=

5. 事業年度中に売却したその他有価証券(自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日) 該当事項はありません。

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,551 百万円
勤務費用	1, 034
利息費用	154
数理計算上の差異の発生額	△138
退職給付の支払額	△858
その他	17
退職給付債務の期末残高	23 761

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17, 469 百万円
期待運用収益	436
数理計算上の差異の発生額	△393
事業主からの拠出額	566
退職給付の支払額	$\triangle 666$
年金資産の期末残高	17, 413

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金 及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,462百万円
年金資産	$\triangle 17,413$
	3, 048
非積立型制度の退職給付債務	3, 299
未積立退職給付債務	6, 347
未認識数理計算上の差異	$\triangle 4,764$
未認識過去勤務費用	185
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766
退職給付引当金	3, 311
前払年金費用	$\triangle 1,545$
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1, 766

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,034 百万円
利息費用	154
期待運用収益	$\triangle 436$
数理計算上の差異の費用処理額	572
過去勤務費用の費用処理額	$\triangle 35$
確定給付制度に係る退職給付費用	1, 289

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	57%
株式	24%
生保一般勘定	12%
生保特別勘定	7%
その他	0%
승 하	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率0.6%退職一時金制度の割引率0.5%長期期待運用収益率2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,761 百万円
勤務費用	1,016
利息費用	139
数理計算上の差異の発生額	$\triangle 893$
退職給付の支払額	△781
その他	28
退職給付債務の期末残高	23, 270

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

手金資産の期首残高	17,413 百万円
期待運用収益	409
数理計算上の差異の発生額	1, 328
事業主からの拠出額	824
退職給付の支払額	$\triangle 626$
手金資産の期末残高	19, 349

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金 及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	19,959 百万円
年金資産	△19, 349
	610
非積立型制度の退職給付債務	3, 311
未積立退職給付債務	3, 921
未認識数理計算上の差異	$\triangle 2,074$
未認識過去勤務費用	151
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1, 998
退職給付引当金	3, 299
前払年金費用	$\triangle 1,301$
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1, 998

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,016 百万円
利息費用	139
期待運用収益	$\triangle 409$
数理計算上の差異の費用処理額	469
過去勤務費用の費用処理額	$\triangle 34$
確定給付制度に係る退職給付費用	1, 182

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券		52%
株式		30%
生保一般勘定		11%
生保特別勘定		7%
その他		0%
合計		100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮

しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率

退職一時金制度の割引率

長期期待運用収益率

0.8% 0.5%

2. 5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末		当事業年度末			
(2020年3月31日)		(2021年3月31日)			
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	主な原因別の	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の			
内訳		内訳			
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円		
賞与引当金	1, 235	賞与引当金	1, 176		
退職給付引当金	1,026	退職給付引当金	1,022		
関係会社株式評価減	762	関係会社株式評価減	784		
未払事業税	285	未払事業税	430		
投資有価証券評価減	462	投資有価証券評価減	428		
減価償却超過額	171	減価償却超過額	223		
時効後支払損引当金	177	時効後支払損引当金	179		
関係会社株式売却損	148	関係会社株式売却損	148		
ゴルフ会員権評価減	167	ゴルフ会員権評価減	135		
未払社会保険料	97	未払社会保険料	95		
その他	219	その他	341		
繰延税金資産小計	4, 754	繰延税金資産小計	4, 968		
評価性引当額	$\triangle 1,532$	評価性引当額	△1,530		
繰延税金資産合計	3, 222	繰延税金資産合計	3, 437		
繰延税金負債		繰延税金負債			
その他有価証券評価差額金	4	その他有価証券評価差額金	25		
前払年金費用	478	前払年金費用	403		
繰延税金負債合計	483	繰延税金負債合計	429		
繰延税金資産の純額	2, 738	繰延税金資産の純額	3,008		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人 との差異の原因となった主な項目別の内訳	税等の負担率	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人 との差異の原因となった主な項目別の内訳			
法定実効税率 (調整)	31.0%	法定実効税率 (調整)	31.0%		
交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない	0.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されな	0.0%		
項目	$\triangle 4.4\%$	い項目	$\triangle 3.5\%$		
タックスへイブン税制	2.6%	タックスヘイブン税制	1.9%		
外国税額控除	$\triangle 0.7\%$	外国税額控除	$\triangle 0.5\%$		
外国子会社からの受取配当に係る外国源		外国子会社からの受取配当に係る外国			
泉税	0.2%	源泉税	0.2%		
その他	0.4%	その他	0.3%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.4%		
	<u>_</u> _		<u>_</u> _		

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は 0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

				(単位:百万円)
		前事業年度		当事業年度
	自	2019年4月1日	自	2020年4月1日
	至	2020年3月31日	至	2021年3月31日
期首残高		-		-
有形固定資産の取得に伴う増加		-		1, 371
時の経過による調整額		-		-
期末残高		-		1, 371

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客 ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
 - (ア) 親会社及び法人主要株主等
 - (イ) 子会社等 該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

	(/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	→ 1								
種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の 子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	_	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (*1)	31, 378	未払手数料	5, 536
							コマーシャ ル・ペーパ ーの購入 (*2) 有価証券受 取利息	0	有価証券 その他営業 外収益	19, 999

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
 - (*2) コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
 - (ア) 親会社及び法人主要株主等 該当はありません。
 - (イ)子会社等該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

	(/ /)									
種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (*1)	26, 722	未払手数料	5, 690
							コマーシャ ル・ペーパ ーの償還 (*2) 有価証券受 取利息	20, 000	有価証券 その他営業 外収益	0

(エ) 役員及び個人主要株主等 該当はありません。

- (注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
 - (*2) コマーシャル・ペーパーについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1) 親会社情報

野村ホールディングス(㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度			当事業年度	
(自 2019年4月1日		(自	2020年4月1日	
至 2020年3月31日)	至	2021年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,557円31銭	1株当たり純資産額	17, 018	円 01 銭
1株当たり当期純利益	4,658円88銭	1株当たり当期純利益	5, 101	円 61 銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益に	こついては、潜在	潜在株式調整後1株当	たり当期純利益についてに	は、潜在
株式が存在しないため記載しておりませ	せん。	株式が存在しないため	記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益	の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	23,996 百万円	損益計算書上の当其	期純利益 26,27	6 百万円
普通株式に係る当期純利益	23,996 百万円	普通株式に係る当期	期純利益 26,27	6 百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な	内訳	普通株主に帰属した	ない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありる	ません。	
普通株式の期中平均株式数	5, 150, 693 株	普通株式の期中平均	匀株式数 5,15	0,693 株

中間財務諸表

◇中間貸借対照表

)中间負借对照衣		
		2021 年 9 月 30 日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		2, 226
金銭の信託		36, 349
有価証券		11,600
未収委託者報酬		26, 924
未収運用受託報酬		4, 497
その他		1, 176
貸倒引当金		△15
流動資産計		82, 759
固定資産		
有形固定資産	※ 1	2, 005
無形固定資産		5, 512
ソフトウェア		5, 511
その他		0
投資その他の資産		15, 622
投資有価証券		1, 949
関係会社株式		9, 864
前払年金費用		1, 305
繰延税金資産		1, 951
その他		551
固定資産計		23, 140
資産合計		105, 899

		2021年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		12, 617
未払収益分配金		0
未払償還金		5
未払手数料		8, 203
関係会社未払金		3, 481
その他未払金	※ 2	925
未払費用		9, 068
未払法人税等		1, 282
賞与引当金		1, 966
資産除去債務		296
その他		150
流動負債計		25, 381
固定負債		
退職給付引当金		3, 265
時効後支払損引当金		588
資産除去債務		1, 123
固定負債計		4, 976
負債合計		30, 358
(純資産の部)		
株主資本		75, 467
資本金		17, 180
資本剰余金		13, 729
資本準備金		11, 729
その他資本剰余金		2, 000
利益剰余金		44, 557
利益準備金		685
その他利益剰余金		43, 872
別途積立金		24, 606
繰越利益剰余金		19, 265
評価・換算差額等		74
その他有価証券評価差額金		74
純資産合計		75, 541
負債・純資産合計		105, 899

◇中間損益計算書

中間損益計算書		
		自 2021年4月1日 至 2021年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		57, 049
運用受託報酬		8, 278
その他営業収益		219
営業収益計		65, 547
営業費用		
支払手数料		19, 265
調査費		12, 882
その他営業費用		2, 443
営業費用計		34, 591
一般管理費	※ 1	14, 589
営業利益		16, 366
営業外収益	※ 2	4, 136
営業外費用	※ 3	262
経常利益		20, 241
特別利益	※ 4	49
特別損失	※ 5	507
税引前中間純利益		19, 782
法人税、住民税及び事業税		4, 594
法人税等調整額		1, 049
中間純利益		14, 139

◇中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位:百万円)

								(1)==	. 11/2/1/
		株主資本							
		資本剰余金				利益	É 剰余金		
	資本金	資 本 準備金	その他 資本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利益準備金	その他和 別 途 積立金	益剰余金 繰 越 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合 計	株主資本計
当期首残高	17, 180	11, 729	2,000	13, 729	685	24, 606	31, 395	56, 686	87, 596
当中間期変動額									
剰余金の配当							△26, 268	△26, 268	△26, 268
中間純利益							14, 139	14, 139	14, 139
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純 額)									
当中間期変動額合計			_			_	△12, 129	△12, 129	△12, 129
当中間期末残高	17, 180	11, 729	2,000	13, 729	685	24, 606	19, 265	44, 557	75, 467

(単位:百万円)

	評価・換	評価・換算差額等				
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計			
当期首残高	57	57	87, 654			
当中間期変動額						
剰余金の配当			△26, 268			
中間純利益			14, 139			
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	16	16	16			
当中間期変動額合計	16	16	△12, 112			
当中間期末残高	74	74	75, 541			

1 有価証券の評価基準及び評価 方法

- |(1) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券

時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定 しております。)

時価のないもの…移動平均法による原価法

2 運用目的の金銭の信託の評価 基準及び評価方法 時価法によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒 実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個 別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しており ます。

(2) 賞与引当金

賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による 定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理する こととしております。また、退職一時金に係る数理計算上 の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を 稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があり ます。

① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は

5 収益及び費用の計上基準

期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

連結納税制度を適用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年 法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及び グループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが 行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制 度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対 応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税 効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針 第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税 金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に 基づいております。

6 消費税等の会計処理

7 連結納税制度の適用

[会計方針の変更]

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

これにより、営業外収益に計上しておりますシステム利用サービスに係る収益について、従来は、当該システム利用サービスに係るシステム関連費用を控除し、純額で認識しておりましたが、控除せず、総額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に反映させ、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる中間財務諸表に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

[注記事項]

◇中間貸借対照表関係

2021年9月30日現在

※1 有形固定資産の減価償却累計額

1,136 百万円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の 「その他未払金」に含めて表示しております。

◇中間損益計算書関係

		自 2021年4月1日
		至 2021年9月30日
※ 1	減価償却実施額	
	有形固定資産	286 百万円
	無形固定資産	1,006 百万円
※ 2	営業外収益のうち主要なもの	
	受取配当金	3,530 百万円
※ 3	営業外費用のうち主要なもの	
	金銭の信託運用損	71 百万円
	時効後支払損引当金繰入	10 百万円
※ 4	特別利益の内訳	
	投資有価証券等売却益	26 百万円
	株式報酬受入益	23 百万円
※ 5	特別損失の内訳	
	投資有価証券等売却損	0 百万円
	関係会社株式評価損	77 百万円
	固定資産除却損	374 百万円
	事務所移転費用	54 百万円

◇中間株主資本等変動計算書関係

自 2021年4月1日 至 2021年9月30日

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5, 150, 693 株		_	5, 150, 693 株

2 配当に関する事項

配当金支払額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額

26,268 百万円

(2) 1株当たり配当額

5,100円

(3) 基準日

2021年3月31日

(4) 効力発生日

2021年6月30日

◇金融商品関係

1. 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表	時価	差額
	計上額		
(1)金銭の信託	36, 349	36, 349	_
資産計	36, 349	36, 349	_

- (注) 1 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注) 2 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれて おりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当中間会計期間(百万円)
市場価格のない株式等	10, 176
(※) 1, 2	
組合出資金等	1,637
合計	11, 814

- (※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
- (※) 2 非上場株式等について、当中間会計期間において77百万円減損処理を行っております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価 レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定 した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

	202	1年9月30日	現在		
		時価(音	百万円)		
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
金銭の信託(運用 目的・その他)	-	2, 452	_	2, 452	
(<u>※</u>) 合計	_	2, 452	_	2, 452	

- (※) 時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託 33,897百万円は表中に含まれておりません。
- (2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 該当事項はありません。
 - (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で 構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

◇有価証券関係

当中間会計期間末 (2021年9月30日)

1. 満期保有目的の債券(2021 年 9 月 30 日) 該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式(2021年9月30日)

市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
子会社株式	9, 758
関連会社株式	106
合計	9, 864

これらについては市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

3. その他有価証券(2021年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(日/3/1)/	(ロガ1)	(日/3/1)/
譲渡性預金	11, 600	11,600	_
小計	11, 600	11,600	-
合計	11,600	11,600	-

◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減 (単位:百万円)

		(
	自	2021年4月1日
	至	2021年9月30日
期首残高		1, 371
有形固定資産の取得に伴う増加		48
時の経過による調整額		-
中間期末残高		1,419

◇収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	自 2021年4月1日
	至 2021年9月30日
委託者報酬	57,003 百万円
運用受託報酬	8,273 百万円
成功報酬 (注)	51 百万円
その他営業収益	219 百万円
合計	65,547 百万円

- (注) 成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。
- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 [重要な会計方針] 5 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇セグメント情報等

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

- (2) 地域ごとの情報
- 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇1株当たり情報

自 2021年4月1日 至 2021年9月30日

1株当たり純資産額 14,666円31銭

1株当たり中間純利益 2,745円08銭

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。
 - 2.1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益 14,139 百万円

普通株主に帰属しない金額

普通株式に係る中間純利益14,139百万円期中平均株式数5,150千株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める 行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(野村 RAFI® 日本株投信)

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

野村 RAFI®日本株投信マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券を主要 投資対象とします。なお、株式に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを基本とします。
- ② 非株式割合 (株式以外の資産への実質投資割合) は、原則として信託財産総額の 50%以下とすることを基本とします。
- ③ なお、資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託 野村 RAFI®日本株投信

約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年 法律第62号)(以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託の目的および金額)

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成34年7月13日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については5,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まの受益権を「振替受益権」といいます。)。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益 証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受 益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により 生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係 る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。) および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。) をいいます。以下同じ。) は、第7条の規定により分割された受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税 および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき 1 円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額は、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場

合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

- ⑤ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第 2 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権 が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場 合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停 止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

- ロ. デリバティブ取引 (金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 22 条及び第 23 条に定めるものに限ります。) に係る権利
- ハ. 約束手形 (イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. (削除)
- 口. 為替手形
- ハ. (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村 RAFI®日本株投信マザーファンド (以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および 新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券、新投資ロ予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

- 18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- なお、第 1 号の証券または証書、第 12 号ならびに第 16 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券および第 12 号ならびに第 16 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及 び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、 受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法 第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第30条において同じ。)、 第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第28条および第36条に掲げる取引を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株子約権証券は、前条の運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの 指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻し により行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- 2. 株式分割により取得する株券

- 3. 有償増資により取得する株券
- 4. 売り出しにより取得する株券
- 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時 価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時 価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超 えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第26条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の10を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替へッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第29条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、 受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができる ものとします。
- 1. 信託財産の保存に係る業務
- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第31条 (削除)

(混蔵寄託)

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

速やかに登記または登録をするものとします。

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。 ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、

- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第34条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

があります。

第35条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目 的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール 市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券 等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 39 条 この信託の計算期間は、毎年 1 月 14 日から 7 月 13 日までおよび 7 月 14 日から翌年 1 月 13 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 20 年 1 月 15 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息 (以下「諸経費」といいます。) は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託 財産の純資産総額に年10,000分の100の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額 (以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金(第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の 受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第45条 受託者は、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第46条 受益者が、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第44条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第47条 受益者 (販売会社を含みます。以下本条において同じ。) は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に 1 口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求 することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよ びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止 以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行 の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最 初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算さ れた価額とします。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定に したがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。 ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請 求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、 第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとす る旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第48条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第48条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第54条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。こ

の場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第57条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。 (付則)

第1条 第44条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成19年5月30日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号 委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号 受託者 野村信託銀行株式会社

(野村 RAFI®日本株投信マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

- (2) 投資態度
- ① わが国の株式を主要投資対象とし、ファンダメンタル・インデックス構成手法を活用して、委託会社が独自に銘柄・ウエイトを選定・計算し、これをベースに株式ポートフォリオを構成することを基本とします。
- ② 株式の組入比率は高位を基本とします。
- ③ 非株式割合 (株式以外の資産への投資割合) は、原則として信託財産総額の 50%以下とすることを基本とします。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ④ デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規

則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託

野村RAFI®日本株投信マザーファンド

約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年 法律第62号)(以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金5,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は これを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項、第41条第2項、第44条第1項、 第45条第1項および第47条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに 掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資 家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については5,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行なう前の信託財産の資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得たものとします。)から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託 約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 18 条及び第 19 条に定めるものに限ります。)に係る権利
- ハ. 約束手形 (イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ニ. 金銭債権(イ及びいに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. (削除)
- 口. 為替手形
- ハ. (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条 第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および 新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- なお、第 1 号の証券または証書、第 12 号ならびに第 16 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券および第 12 号ならびに第 16 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割り|市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第26条において同じ。)、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第24条に掲げる取引を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株子約権証券は、前条の運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株子約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託 財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの 指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻し により行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

- 2. 株式分割により取得する株券
- 3. 有償増資により取得する株券
- 4. 売り出しにより取得する株券
- 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第 18 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、 法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時 価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の10を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外 国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第25条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信 売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める 信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含 みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、 受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができる ものとします。
- 1. 信託財産の保存に係る業務

- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第27条 (削除)

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。) については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、 委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年7月14日から翌年7月13日までとすることを原則とします。 ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成20年7月14日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第38条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第39条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第40条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると 認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約 し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとす る旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に

係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える ときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告 し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての 受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第42条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第43条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請 求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、 第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとす る旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする 旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したとき は、原則として、公告を行ないません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告 し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての 受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第49条 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第41条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第41条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。 (運用報告書)

第 51 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。 (公告)

第52条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成19年5月30日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号 委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号 受託者 野村信託銀行株式会社